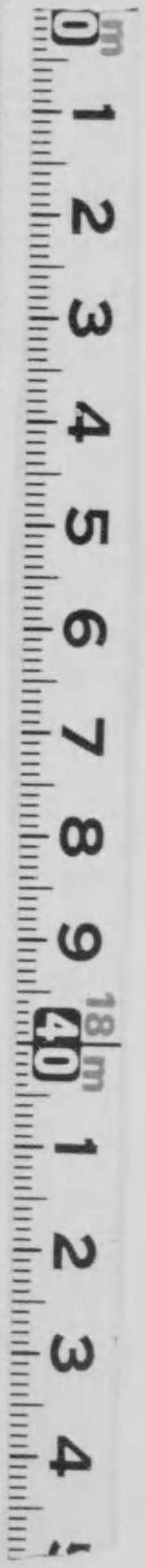


291
65



始



工卜56-19

28/65



實業補習學校教授細目

文部省 督學 官秋保安治郎氏序
文部省實業補習教育主事岡 篤 郎氏序

新潟縣立高田農業補習學校編

天正
11. 3. 10
内交

實業補習學校教授細目

序

補習教育が義務教育に準ぜられた今日に於ては一面之れが普及に一層の努力を要すると全時に一面には其内容を充實して其實績を擧ぐる事に向つて、當局者も實際家も一段の奮發と工夫とを必要とする、而も其内容の充實を期する上に先決問題とも言ふべきものは適切有効なる教授要目を見出すと言ふことに存するのであるが之れは修業年限其他種々の事情を基礎として地方的に考慮を要するので、昨今何人も苦心して居る處である。

然るに新潟縣立高田農業補習學校は早く此點に着眼して、今其

研究に成れる細目を發表せんとするは極めて斯界に有益なる企圖にして、吾人の満足に思ふ所である。

同校は高田師範學校に並設せられて茲に七閱年其間理論と實際との調和に腐心し之れを昨年十二月改正せられし補習學校規定の精神に順應せしめたるもの即ち本書であるから、之れが實際に従事せらるゝ諸君に採りては確かに好参考資料たるを失いず、將來之等の資料により各地夫々適當なる要目を得るに到らば設備も教員も之れによりて其準據すべき標準を得べき譯にして實に補習教育内容充實の基礎を爲すものと言ふべきである。茲に同校の勞に對し一言を述べて序とす。

大正十一年一月

秋 保 安 治

序

高田農業補習學校は多年農村補習の實際的研究に努力せられて常に斯界の先導となつて居られたのである、然るに今回農業補習教育の参考資料として補習學校教授細目の編纂を企てられ其の原稿を寄せられたのを一覽したのに誠に現代農業補習教育實際資料として有益なるものであると思ふ。殊に改正補習學校規定によつて研究科の教材を調査して之と普通科との聯絡を考へ、教授時間學科目公民科教授等の調査も凡く網羅して居る點は全く他に例のない新参考書目であつて實業補習學校教育唯一の參考材料と云つてもよい。

修身科教授細目
公民

現代の國民教育としては、今や補習教育は重大な國家教育の任務を帯びて居る。此の機會に於て本書の如き眞に實地の研究から産み出された研究の發表は將に時世の要求であると信じ茲に普く補習教育研究の士の爲に推奨する次第である。

大正十一年一月

文部省實業補習教育主事

岡 篤 郎

修身科教授細目
公民科

現代の國民教育としては、今や補習教育は重大な國家教育の任務を帯びて居る。此の機會に於て本書の如き眞に實地の研究から産み出された研究の發表は將に時世の要求であると信じ茲に普く補習教育研究の士の爲に推奨する次第である。

大正十一年一月

文部省實業補習教育主事

岡篤郎

例 言

- 一、本細目は大正九年十二月十七日付で發布せられた文部省實業補習學校規定及全年全月發新潟縣實業補習學校實施要項に準據して編んだのである。
- 一、本細目は當校實施に充つるために前項規定によつて編んだのを更に一般同種の學校の參考にもと思ひて之に若干の加除訂正を加へたものである。従つて參考資料中には當校設置區内に限られたこともあるが別に差支のないことはそのままにして置いた處もあるから適當に取捨せられたい。
- 一、科別は文部省規定では前期後期としてあるが一般の稱呼にならつて初等科、高等科、研究科とし初等科二ヶ年、高等科三ヶ年、研究科三ヶ年として初等科、高等科には普通科、實業科を併せ課し、研究科には實業科のみを課し、その中に公民教育資料を編入して置いて主として町村自治の訓練及陶冶の資に供したのである。
- 一、体育科は正科として柔道と毎夜十分間体操を行ふがこれは教程を定めて置くが別にこまかの細目は編んではない。
- 一、農業實習の詳細なる細目は目下編制中であるから、とりあへず實習事項だけを載せておくことにした。

一、補習教育の効果を十分にあげるには是非系統的の課外の指導が必要であることは云ふまでもないがこれは別に課外指導案として制定しておくので本細目は主として正課に學課として課するものみに止めて置くことにしてある。

一、女子農業補習學或は補習學校女子部教授細目も近刊の豫定である。相對して參考せられから青年指導や農村經營には便する處が少くないと思ふ。

高田師範學校附設

大正十年七月

縣立高田農業補習學校

修身公民科細目編制に付きて

一、教材配當

- 1 初等に於ては其の材料を修身よりのみとりて公民科に涉らず。但し若干其の傾あるものもあるも公民科として取扱はず。
 - 2 高等科に於ては修身公民兩科併用し第一學年には相半し第二三學年は主として公民科とし修身科は其の欠を補ふの状態にせり。
 - 3 高等科の公民科に付きては左の方針によりて教材を配當せり。
 - 第一學年 國民道德の根底に立脚して修身齊家より公民として必要なる智識
 - 第二學年 自治の本義に立脚して公民思想の涵養、市町村改善
 - 第三學年 立憲政治に立脚して帝國の成立國体の精華より立憲國民の責務
 - 4 通年制なるを以て教材や一般のものに比すればやゝ多き傾あり。
- 二、修身公民科を一にせし理由
- 1 兩者各別の使を有すると其の内容に類似の點あるを以て其の重複をさくるため
 - 2 大体に於て兩科の擔任者一致すること多きため。
- 三、主として參考せし書物

初等科第一學年

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 吉田精致 補習修身書四冊 | 2 井上哲次郎 國民道德概論 |
| 3 道歌物語 | 4 善行大鑑 |
| 5 明治天皇聖德錄 | 6 日々の修養 |
| 7 國民精神教育資料 | 8 士屋良遵 公民教科書 |
| 9 平井良成 公民讀本 | 10 田子一民 自治讀本 |
| 11 壯丁讀本 | 12 自治の新思潮 |
| 13 地方改良方法 | 14 農村の經營 |
| 15 實業の日本 | 16 市町村制 |
| 17 六法全書 | 18 女子修身訓 |
| 19 世に出る青年へ | 20 青年期の研究 |

目次

(毎週一時間約卅週分)

期節	題目	時數	期節	題目	時數
四月上中旬	1、人生と職業	二	九月中下旬	8、友愛	二
同 中下旬	2、農は國本	二	十一月下旬	9、郷土	二
五月上中旬	3、勤儉	二	十二月上旬	10、朋友	二
五月中下旬	4、規律	二	一月上中旬	11、公德	三
六月下旬	5、協同	二	二月下旬	12、戊申詔書	四
七月上旬	6、健康	三	三月	13、忠良なる臣民	三
七月中下旬	7、父母の恩	二			
九月上中旬					

題目	主眼	時數	期節	
			期節	時數
第一 人生と職業		二	四月上中旬	
一、職業の必要	引用すべき詩歌文章			
二、生き甲斐ある生活	一、なりはひを いそしむ道の奥にこそ 黄金花さく 山はありけれ			
三、歐米紳士の職業に對する 考と我國の習慣	明治天皇御製 家とみてあかぬ事なき 身なりとも 人のつとめを おこたるな夢			
四、職業の貴賤と人間の高下 この關係				
五、職業は神聖なり				
六、職業の選擇				
取扱上の注意及參考資料				
一、全國人口の約六割は農 である				
二、本村戸數及各職業別				
計九百六十四戸				
農七二四				
工九七				
商一〇七				
雜一〇一				
三、本校通學區域内戸數及 職業別				
計百六十一戸				
農一〇				
工三三				
商二二				
雜一四				

目 題		主 眼	
第二 農は國本		農業の大切なることを知らせて農民としての責任を自覺せしむる	
教 授 要 項		引用すべき詩歌文章	
一、瑞穂の國の名稱 二、農は立國の大本 三、國民生活と農業 四、各種職業と農業との關係 五、農業と健康 六、農村の美風 七、農業家の責任		一、天つ日の 惠みつみおく無盡藏 鋤て堀りだせ 鎌て刈り出せ 二、田へ落す汗や身の爲 國の爲め 三、畑や田も打出の鋤や 小槌より	
取扱上の注意及參考資料		期 節	時 數
一、全國總戸數 千〇十二萬六千戸 内農業家 五百四十七萬六千戸 (大正七年末調査) 二、我國農產物 米 大正八年 六千七百三十三萬三千三百八十七石 同 九年 六千三百五十萬石餘 麥 大正八年 二千三百四十四萬六千六百七十七石 同 九年 二千三百四十六萬二千四百七十四石 蠶(大正八年度) 價 七百二十二萬九千九百九十五圓 七百七十四萬八千五百九十五圓		四 月 中 下 旬	二

目 題		主 眼	
第三 勤 儉		勤勞の尊きこと及儉の伴はざる勤勞は遂に底ない桶となることを知らせる	
教 授 要 項		引用すべき詩歌文章	
一、勤と儉とは車の兩輪の如くである 二、勤勞は國家繁榮の基 二宮尊徳の事蹟 三、儉の必要 上杉鷹山の事蹟 四、各畜の戒		一、怠らずはげめ使はぬ 桶はもり 二、かせぐに追付く貧乏なし 三、源は尙山吹の一しづく 國をうるほす 富の小川も	
取扱上の注意及參考資料		期 節	時 數
一、此の字は市に接して居るのでよく働いてウンと金をとつてそれでウンと使ふと云ふ傾がある 特に酒を非常に呑む生徒も月一回や二回活動に位必ずゆく 二、一般農村には經濟觀念が薄い、農家の生計の一般に低級なもの、生計の餘裕のないもの、物資、時間的經濟的觀念之しい爲てあることを自覺せしめなければならぬ		五 月 上 中 旬	二

目 題		第四 規 律	
教 授 要 項		一、規律の必要 二、己が身始末 三、日常生活と規律 四、職業的規律の必要 五、フランクソンの修養 六、良習慣の効果	
眼 主		放縦に流れ易い少年時代とともすれば不規律に陥り易い農業者の生活を規律的に導かんとするのである	
引用すべき詩歌文章		一、奥深き道もきはめん 物事の 本末をだに 違へざりせば 二、物本末あり事終始あり	
時 數	二	期 節	五 月 中 旬
取扱上の注意及參考資料		一、石黒子爵は來翰がある と直に披いて見られて若し返事が入用であればこれには面會人に應接するのてあると云はれて必ずすぐに返事を書いて出されたる又手紙を認めて居られる處へ人が來ても面會人である人と云つて之を終らぬ間は人に遇はないと云ふことである	
取扱上の注意及參考資料		二、農村に於ては特に時間やうに關する規律を重んずる	

目 題		第五 協 同	
教 授 要 項		一、共同の力 二、協同と公共事業 三、協同と分業 四、團結の力 五、共同の力の濫用に付きて 毛利元就の遺訓	
眼 主		一家一村の事より引いては國家的の大事業まで凡て小異をすて、大同に付くと云ふ協同心によりて始めて立派に出來上る事を知らせる	
引用すべき詩歌文章		明治天皇御製 一、もろともに助けあひつゝ國民の睦び合ふ世ぞたのしかりける 二、五指の代るゝ弾くは一擧の打つにしかず 明治天皇御製 三、千萬の民よ心をあはせつゝ國に力をつくせとぞ思ふ	
時 數	二	期 節	七 月 上 旬
取扱上の注意及參考資料		一、小さい協同は出來るが大團結の出來惡くいのが一般農村の通弊である 二、社會奉仕とか個人的慈善事業等は比較的農村にもあるが國家的大事業等に對してはなかゝ提携がてき悪い 三、現代思想は大にこの共同の力の濫用の弊をあらわしてゐるものがあるから分注意しなければならぬ	

<p>目 題</p> <p>第六 健 康</p>		<p>目 題</p> <p>第七 父 母 の 恩</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、健康の必要 二、飯食の注意 三、節制の必要 四、益軒の養生法 五、營養の必要と適度 六、酒煙草の害 七、極端的健康法 八、運動 九、呼吸 十、摩擦 十一、静座(消積) 十二、清潔と健康 十三、病害毒に對する注意</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、父母の至情 二、父母の恩 三、報恩の道 1 先づ自愛せよ 2 父母の心を安んぜよ 3 禮をつくせ 4 心を樂しませよ 5 身體をいたはれ 四、頼山陽の孝養</p>	
<p>眼 主</p> <p>忠孝の事より凡百事が健康を取り除いては成し得ないこと及健康法の一般を授ける</p>		<p>眼 主</p> <p>父母の恩の洪大なるを感ぜしむるとともに報恩の道を知らせる</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、健全なる精神は健全なる身體に宿る 二、御製 常に身の養ひ草をつみてこそ人の齡はのぶべかりけれ</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、這へば立て立てば歩めの親心 二、身體髮膚受父母之教不毀傷孝始也 明治天皇御製 三、世の中の親に孝ある人はたゞ何につけても頼もしきかな 四、同 たらちねの庭の教は狭けれど廣き世にたつ基とはなれ</p>	
<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>七月下旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九月上中旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、近時特に少年及青年の死亡率が大に増したるは注目に値す 二、農村は一般に健康地と認めらるゝにもかゝわらず胃腸病多く且つ一般に姿勢の悪しきは特に注意を要す</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>頼山陽の事蹟は高等小學校修身書に明なり</p>	

<p>目 題</p> <p>第六 健 康</p>		<p>目 題</p> <p>第七 父 母 の 恩</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、健康の必要 二、飯食の注意 三、節制の必要 四、益軒の養生法 五、營養の必要と適度 六、酒煙草の害 七、極端的健康法 八、運動 九、呼吸 十、摩擦 十一、静座(消積) 十二、清潔と健康 十三、病害毒に對する注意</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、父母の至情 二、父母の恩 三、報恩の道 1 先づ自愛せよ 2 父母の心を安んぜよ 3 禮をつくせ 4 心を樂しませよ 5 身體をいたはれ 四、頼山陽の孝養</p>	
<p>眼 主</p> <p>忠孝の事より凡百事が健康を取り除いては成し得ないこと及健康法の一般を授ける</p>		<p>眼 主</p> <p>父母の恩の洪大なるを感ぜしむるとともに報恩の道を知らせる</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、健全なる精神は健全なる身體に宿る 二、御製 常に身の養ひ草をつみてこそ人の齡はのぶべかりけれ</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、這へば立て立てば歩めの親心 二、身體髮膚受父母之教不毀傷孝始也 明治天皇御製 三、世の中の親に孝ある人はたゞ何につけても頼もしきかな 四、同 たらちねの庭の教は狭けれど廣き世にたつ基とはなれ</p>	
<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>七月下旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九月上中旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、近時特に少年及青年の死亡率が大に増したるは注目に値す 二、農村は一般に健康地と認めらるゝにもかゝわらず胃腸病多く且つ一般に姿勢の悪しきは特に注意を要す</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>頼山陽の事蹟は高等小學校修身書に明なり</p>	

<p>目 題</p> <p>第八 友 愛</p>		<p>目 主</p> <p>骨肉の間相親しみ相扶くべき事と兄弟間の禮儀とを知らせる</p>	
<p>一、兄弟姉妹の間柄</p> <p>二、勅語の御精神</p> <p>三、愛と敬</p> <p>四、狎れるな</p> <p>五、北條泰時の弟思ひ</p> <p>六、骨肉相食むだ源氏は遂に亡びた</p> <p>七、頼春水と杏坪</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、明治天皇御製 埋火のあたりのどかに はらからのまとむせし 世ぞ戀しかりける</p> <p>二、世の中に何はあれども はらからの親しきばか り樂しきはなし</p> <p>三、千代よばふこゑぞにぎ はふ山松のつらなる枝 のひろき園生は</p> <p>四、兄弟が田をわけとりの 争はたわけものや人の いふらん</p>	<p>教授上の注意及參考資料</p> <p>一、兄弟間の親愛の必要は十分知つてゐるが之を實行することがむづかしいのであるから單に智識として授けず歴史上の事實と結合してよく感情に訴へねばならぬ</p> <p>二、頼春水の事蹟は高等小學修身書に明なり</p>	<p>時 數</p> <p>二</p> <p>期 節</p> <p>九月中下旬</p>

<p>目 題</p> <p>第九 郷 土</p>		<p>目 主</p> <p>愛郷心を養成し兼ねて愛國心及自治制度に對する根本的精神を知らせる</p>	
<p>一、郷土と自分</p> <p>二、郷土に對する務</p> <p>三、自己の名譽と郷土の名譽</p> <p>四、自治の根本精神</p> <p>五、公職に對する心得</p> <p>六、愛郷心と愛國心</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、たとへ山中三軒屋でも 住めば都よよい處よ</p> <p>二、故郷のたよりうれしや 年のくれ</p> <p>三、思ふまじ見まじとすれ ど我家哉</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、郷土に付きて物質上形而上の發展には注意して居るが精神的の方面特に形の上の發展に伴ふ内面の退歩に着眼して居るものがないやうである</p> <p>二、廣島縣廣村は大正八年自分が視察に行つた時村内海軍の飛行場があるのて數百萬圓の利があるにもかゝはらず人心の悪化を恐れて村長が自身上京して中止を願つたと云ふて居た、それこそ眞の模範村である</p>	<p>時 數</p> <p>二</p> <p>期 節</p> <p>十一月下旬 十二月下旬</p>

目 題		第一〇 朋 友	
教 授 要 項		一、隔意なく真情を吐露せよ 二、秀吉と荒木村重 三、困窮を救へ 細井平洲二友を救ふ 四、善を勵まし惡を戒しめよ 五、禮讓を守れ 六、管仲と鮑叔 七、長く交れ 朋友の選擇	
眼 主		一、あやまちをいさめか して親しむは誠の友の 心なるらむ 二、子路は人之に過を告ぐ れば深く喜び禹は善言 を聞けば其人を拜す 明治天皇御製 三、心ある人の諫の言の葉 は 四、病なき身の藥なりけり 水は方圓の器に隨ひ人 は善惡の友による 五、麻につるゝ蓬	
引用すべき詩歌文章	一、あやまちをいさめか して親しむは誠の友の 心なるらむ 二、子路は人之に過を告ぐ れば深く喜び禹は善言 を聞けば其人を拜す 明治天皇御製 三、心ある人の諫の言の葉 は 四、病なき身の藥なりけり 水は方圓の器に隨ひ人 は善惡の友による 五、麻につるゝ蓬	不時の時の救済と互によく 忠告し、善言を容るゝこと の大切なることを知らせ、且 つ朋友間の禮儀を知らせる	時數 三 期節 十二月 中 下 旬
取扱上の注意及參考資料		一、細井平洲の友小河仲栗 飛鳥井子静兩名大に困 窮して妻子を伴ひ平洲 の家に寓する四年隣人 皆之を兄弟と信じ平洲 の父に向つて一三人の よき息子と三人のよき 娘をもたれて無上の幸 福なり」と云つて居た と云ふことである 二、伊藤冠峰と南宮大湫の 事蹟等も適宜授くべし (高等修身)	

目 題		第一一 公 德	
教 授 要 項		一、公德心の根源 二、共同生活と公德心 三、公共所有物に對する公德 心 四、名所風景等に關する公德 五、路上、車中等の公德 六、集合集會と公德 七、公衆衛生 八、風俗に關する公德 九、公益を廣めよ	
眼 主		公德心の必要と公德心有無 は其地方其國の道德的行爲 のパロメーターであること を授け公德に關する事項の 一般を授ける	
引用すべき詩歌文章	一、積善の家に餘慶あり 二、行末の榮おもはゞ人の 爲め善からん事の數を 積みかし 明治天皇御製 三、おのが身をかへり見ず して人のため つくすや人のつとめな るらん	一、他人の權利義務は重ん ずるが公德は甚だうす いのが一般農村の通弊 である注意を要する 大貫時間と云ふて時間 が甚だ不正確だ、高田 を中心にして一般に三 午後一時と云ふ會が珍 しくない 学校の式などでも式を 終つてから來る事が時 々ある近頃はやゝよく なりつゝある	時數 三 期節 一月 中 上 下 旬
取扱上の注意及參考資料		一、他人の權利義務は重ん ずるが公德は甚だうす いのが一般農村の通弊 である注意を要する 大貫時間と云ふて時間 が甚だ不正確だ、高田 を中心にして一般に三 午後一時と云ふ會が珍 しくない 学校の式などでも式を 終つてから來る事が時 々ある近頃はやゝよく なりつゝある	

目 題		教 授 要 項	
第一二 戊申詔書		一、詔書の大意と 煥發の御精神 二、忠實業に服し 三、勤儉治産と本村の飲酒 四、信、義、醇厚の俗と部落間 の感情 五、去華就實と農村の都會化 六、自強不息と産業改善 七、淬礪の誠と自治に對する 不熱心	
眼 主		引用すべき詩歌文章	
詔書の大意を知らしめてその中にある徳目と地方實情とを對照して弊を矯め正に導く		一、つとめても又勤めてもつとめても勤めたらぬはつとめなりけり 二、東の間も油断をするな一時が千里のちがひとなると思ひて 三、浮世をば何のへちまと思ひどもぶらりとしてはくらはれもせず 四、準備は機會よりも尊し	
句數	四	取扱上の注意及參考資料	一、都市に接する農村の常弊たる我利我利は矢張り免れぬ 二、大字内はよいが他大字の折合が悪いが他大字軍人の夫人が少し華美であるのと工場などへ行くと華美であるので一般に少く華美である、しかしよく働く 三、自治に對する熱誠がない 四、大正七年來村長の欠員なること一年半 五、助役欠員なる事一年半 六、人物はあるがなりてがない
期節	二月中上旬		

目 題		教 授 要 項	
第一三 忠良なる臣民		一、報國の次第 二、帝國臣民たるの名譽 三、代々の皇恩 四、聖代の御惠 五、忠良の臣民たるの道	
眼 主		引用すべき詩歌文章	
一本學年間に授けたことを一括して忠良なる臣民となるべき大目標を授くるのである		御製 一、國民の力の限りつくすこそ 我が日の本のかためなりけれ 二、いかならん事に遇ひてもたはまぬは 我敷島の大和魂 三、恥を知れ恥を知らねば恥をかく恥にすぎたる恥はあらじな	
時數	三	取扱上の注意及參考資料	
期節	三月中上旬		

初等科第二學年

目次

(毎週一時間約三十週分)

期	節	題	目	時數	期	節	題	目	時數
四月	上旬	1 成業の要素		一			11 誠	實	二
三月	中旬	2 身體鍛錬		一	十一月下旬		12 目的と手段		二
三月	下旬	3 生れ甲斐ある人		一	十二月上旬		13 進	取	二
五月	上旬	4 全力を盡せ		二	一月上中旬		14 機敏と成功		二
五月	中旬	5 勤勉と娛樂		二	一月下旬		15 我國體		三
六月	下旬	6 忍		二	二月上中旬		16 教育勅語御精神		三
七月	上旬	7 名譽と信用		一	二月中下旬				
七月	中旬	8 社		三	三月上中旬				
九月	中旬	9 公							
九月	下旬	10 同							
			情益會						

目	題	主眼	時數	期節
第一	成業の要素	目的を定めて之に向つて猛進し、よく最後の目的を達せしめんとする	一	四月上旬
教	授	要	項	取扱上の注意及參考資料
一、成功の確信				一、とかく成功者と云ふと都市に出て一握千金の成金とか或は學問で成功したもの、ことを説くがこれは農村の現状を救済する途ではないもつと手近に例を求むること、成功は單に物質の量のみでは定められないことを知らせなければならぬ
二、一事に専心であれ				
三、勇氣と忍耐				
四、成業に到する順序方法				
		引用すべき詩歌文章		
		一、精神一到何事かならざらんや		
		二、念力岩をも通す		
		三、成功の秘訣は其の目的を寸時も油断なく經營するにあり		

目 題		教 授 要 項	
第二 身體の鍛錬		一、鍛錬の必要 二、鍛錬の効果 三、身體を鍊れ 四、吾人の取るべき鍛錬法 五、機會を失ふな	
主 眼		健康は凡百事業をなす最大の要件であることと、體力増進法の一般を知らしめる	
時 數	一	引用すべき詩歌文章	一、たんぼばや何日ふまれ て今日の花 二、ながいきはたゞはたら くの外はなし 流るゝ水のくさらぬを 見よ
期 節	四月中旬	取扱上の注意及參考資料	一、補習學校の體育として いろくある 自彊術、青年團體操國 民體操と枚舉に違ない が何れも一長一短であ るからよく研究し且彼 等に體育に對する趣味 を養はせねばならぬ

目 題		教 授 要 項	
第三 生れ甲斐ある人		一、生れ甲斐ある人とは如何 二、眞に生れ甲斐ある人と甲 斐なき人 三、最劣等の人 四、分岐點 五、青年時代の覺悟	
主 眼		人生の分岐點に立つ青年期 に入らんとする生徒に對し て將來の方針を立てさせや うとするのである	
時 數	一	引用すべき詩歌文章	一、虎は死して皮を留め人 は死して名を留む 二、人もかくありたし 蠶の身の終り 三、人多き人の中にも人ぞ なき人になれ人人にな せ人
期 節	四月下旬	取扱上の注意及參考資料	

<p>目 題</p> <p>第四 全力を盡せ</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、真劍の力 二、よい加減の弊 三、俄勉強 四、油斷大敵 五、我等の覺悟 六、斃れて止まず</p>	
<p>主 眼</p> <p>全力をつくさなければ大成は出来難いことを覺らしむるのである</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、斷じて行へば鬼神もさく 二、漣登る鯉の心は張弓のゆるめば落つるもとの川瀬に 三、成す業の成らざらめやはなる業の成らずと捨つる事しなければ</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月上旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、今川義元の桶狭關に破れたのは油斷大敵信長の奇捷は懸命の好一對の模範である 二、農村の作業は焦眉の急とか一寸も動かぬと云ふやうな事が少ないのでどうにかならうと云ふ考を起し易いがこれは農業者で成功するもの、少ない最大原因だと思ふ 三、自然を侶としてゐるものは全力さへつくせば必ず成功するものであることを知らせねばならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第五 勤勉と娛樂</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、天才と努力 頼山陽の言 二、勤勉は成功の秘訣 三、休息の必要 四、身神の休養 五、歐米人の美風 六、高尚なる娛樂 七、耽るゝ勿れ</p>	
<p>主 眼</p> <p>兩者の供に必要なことを授けるといふにも高尚にして適度なる娛樂の選定標準を授く</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、天才とはよく刻苦する人のことなり 二、仕事幽靈飯辨慶 三、怠惰の冬日は何ぞそれ長きや、勉強の夏日は何ぞそれ短きや長短は我にありて日にあらず (佐藤一齊)</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、一般に農村は趣味が低級である高尚な娛樂などよりも酒食を好むやうである 二、補習學校生徒及青年團員の娛樂としてはなるべく活動的のもの元氣を鼓舞するものでなければならぬ圍碁や將棋はあまり好ましくなくしかし和歌俳句盆舞等は其の人の品性を高尚にし且つ日常生活を趣味化する上に於て非常に有効である 三、當校で娛樂として實行してゐるもの主なるものは毎月、盆踊、詩吟、劍舞、柔道、スキー、水泳、カルタ、俳句會、試食會、落語等である</p>	

<p>目 題 第六 忍 耐</p>		<p>教 授 要 項</p>			
<p>眼 主</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>			
<p>時 數 二</p>	<p>期 節 六月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p>			
<p>何事をするにも必ず忍耐の必要であること及忍耐の消極方面と積極方面とを知らせる</p>		<p>一、三度たく飯さへこわしやわらかし思ふまゝに 二、儘になりぬと茶碗をなげりやあたり近所はまぐだらけ 三、徳川家康の遺訓(略) 四、西諺 最もよく忍ぶものは最もよく爲し能ふ人なり 五、末遂に海となるべき山水もしばし木の葉の下くじるなり</p>		<p>一、忍耐も勇氣であつて卑屈退嬰とは全然異なることを十分に知らせなければならぬ 二、農村には忍と似て非なる鈍重の性質が多い將來の農業者は或程度までは商才も發揮せしめなければならぬから殊にこの點に注意を要したい</p>	

- 一、忍の美德
- 二、忍とは如何
- 三、消極方面と積極方面
- 四、自省の必要
- 五、徳川家康と織田信長
- 六、木村重成の忍耐

<p>目 題 第七 名譽と信用</p>		<p>教 授 要 項</p>	
<p>眼 主</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>時 數 一</p>	<p>期 節 七月上旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p>	
<p>名譽と信用との大切なることを知らせると同時に他人の名譽と信用とを傷付けぬことを知らせる</p>		<p>一、人は一代名は末代 二、名は實の寶なり 三、君子は人の善をなして惡をなさず</p>	
<p>一、名譽を重んぜよ 二、名譽は影の如くにして自然に従ふものである 三、虚名を戒しめよ 四、他人の名譽を重んぜよ 五、他人の善をあらはせ</p>		<p>一、虚榮を戒むることに注意を要する 二、名譽は自己の實力以外にはないことを十分自覺せしめたならば他人の惡聲を放つやうなことは自然なくなると思ふ</p>	

<p>目 題</p> <p>第八 社 會</p> <p>付休業中の心得</p>		<p>目 主</p> <p>自分の属する社會より受ける惠を知らせ且つ之に對する責任を自覺させやうとするのである</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、社會の意義 二、個人の利害と社會利害との一致 三、同上背反 四、社會より受くる恩恵 五、吾人の責任</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、御製 ○千萬の民よ心をあはせつゝ國に力をつくせとぞ思ふ ○國の爲めいよ／＼つくせ千萬の民よ心を一つにはして 二、濁り江に人をも身をも沈めじと助けあふこそ清き世渡り 三、世の中は仲のよいこそ菩薩なれ人をも助け我も安樂</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、農民は其生活の狀態がらして一般に利己心が強く社會奉仕の念にうすいことがある 二、農村の學校などには特有志の寄附が多いのは都會地にはそれが多くは經濟上の關係も多いたる面自己の關係も強くて社會が公共の事として觀念がうすいのも事實である 三、暑中休暇の注意に付いては特に社會的方面の實習と云ふことに意を用ひて注意を與へねばならぬ</p>		<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>七月下旬</p>

<p>目 題</p> <p>第九 公 益</p>		<p>目 主</p> <p>人各公益の心がけがなければ眞の協同自治は進まぬことを知らしめ公益事業の一般を授ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、公益とは如何 二、富の使用法 三、公益事業 四、富豪の公益事業 カネーギ事業 我國の富豪 五、社會的事業と自己の能力との關係</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、世の爲につくせよ人は案山子より 二、世の爲に尙ふみわけよ雪の道</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、暑中休暇中の宿題か又は課題として生徒に實習せしむることは興味あり且つ有効のことである 二、時々此の種の題目は問題として提出して地方の事情に立脚した解決を生徒自身にせしむるのも有効である</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九 月 中 旬</p>

<p>目 題 第十 博 愛</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、人の運 二、惻隱の心 三、博愛 和氣廣虫 ナイチンゲール 日本海々戦の敵兵救助 四、他人の幸福に對する同情</p>	
<p>眼 主</p> <p>博愛の人として世渡りする上に於て尤も大切なることに其の人の精神的行為の尊きことを知らしめ博愛事業の一端を授ける</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、おもひやれ使ふも人の思ひ子よ我が思ひ子を思ひくらべて 二、我子なら伴にはつれじ夜の雪 三、門に立ち物乞ふ聲を聞くならば哀れと思へ物くれずとも 四、行水の捨て處なし虫の聲 五、朝顔につるべとられてもらひ水</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九月中下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p>	

<p>目 題 第十一 誠 實</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、誠とは何ぞ 一、良心 二、眞の幸福 三、二宮尊徳の誠實 櫻町の改善 至誠の感化 四、誠實の力</p>	
<p>眼 主</p> <p>至誠天を撼すてふ意氣を養はしめ眞の幸福満足は誠によりてのみ求め得らるゝ事を知らせる</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、月と日の清き鏡にはちざるは赤き心の誠なりけり 二、八百のうそを上手にならべても誠一つにかなはざりけり 三、心だに誠の道にかなひなば祈らずとも神や守らん</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>十一月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、誠實、至誠等に附加して信念、信仰等に付きても若干授くるがよいと思ふ</p>	

<p>第十二 目的と手段</p>		<p>目 題</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、目的と手段との混合 二、金銭は目的にあらず 三、守銭奴 四、慈善の本旨 五、黒田如水と日根野備中</p>	
<p>目 主</p>		<p>目的と手段との區別、及目的の爲に手段を選ばざるの爲に出でざるやうに注意する事</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p>		<p>一、照憲皇太后御歌 持つ人の心によりて瓦とも玉ともなるは黄金なりけり</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p>	<p>期 節</p>	<p>時 數</p>	<p>十一月 上旬</p>
<p>一、本地方には何か要件ある時は先づ一杯呑んで然して後にと云ふ傾がある、農村には共通の弊であると思ふ 二、日根野備中朝鮮に行く使命を受けしも貧しくして旅費に困る黒田如水より金百兩を借る後之を返しに行きし如く鯛の骨料を馳走して於きながら百兩は友の急を救へしなりとて之を受けず</p>	<p>一月 中旬</p>	<p>二</p>	

<p>第十三 進 取</p>		<p>目 題</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、進取の氣象 二、進取と退嬰 三、現在維持と保守 四、進取は生物の生命 五、リチャード・アークライ ト傳(アメリカ人) 理髮師 毛髮行商人 機械發明 經濟上の迫害 同業者の迫害 不撓の志による成巧 洲知事となる 六、急進急躁を誠しむ</p>	
<p>目 主</p>		<p>進取の氣象の大切なることを知らせて奮闘的精神の養成につとめる</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p>		<p>一、御製 ○大空にそひえて見ゆる高根にも登れば登る道はありけり ○世の中の人におくれをこりぬべし進まむとときに進まざりせば 二、奮闘せざれば勝利なし(シヨベンハウエル) 三、當つて碎ける 四、君子は義を見てなす 五、日の終るを俟たず(易經) 器には従ひながら巖をもとほすは水の力なりけり</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p>	<p>期 節</p>	<p>時 數</p>	<p>十一月 中旬</p>
<p>一、英國の諺に「富は海にあり幸福は海に求むべし」と云ふのがある英國の今日あるは誠に國民にこの精神のあるによつてである</p>	<p>一月 中旬</p>	<p>二</p>	

<p>第十四 機敏と成功</p>		<p>目 題</p>	
<p>主 眼</p>		<p>機を見て斷行する勇氣を養はせ尙投機事業等の戒しむべきことを知らせる</p>	
<p>時 數</p>	<p>二</p>	<p>期 節</p>	<p>一月下旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>一、機敏の反面には周到綿密なる注意の必要なることを忘れてはならぬ 二、機を得ることは必要であるしかし之に乗ずべき準備は尙更必要であることを知らせねばならぬ</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、機敏は成功の要訣 二、機敏と着實 三、川村瑞軒の成功彼の機敏 漬物商となる 木材商 公益事業 四、投機事業と機會との關係</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>一、御製 世の中の人におくれをとりぬべし進まん時に進まざりせば 二、先んずれば人を制す</p>	

<p>第十五 我 國 體</p>		<p>目 題</p>	
<p>主 眼</p>		<p>無比の國體と國民道德の根本を知らせて忠君愛國の思想を養ふのである</p>	
<p>時 數</p>	<p>三</p>	<p>期 節</p>	<p>二月上旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>一、參考すべき條項 1 天壤無窮の御神勅 2 憲法第一條 3 皇室典範御發布の詔勅 4 同典範第一條</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>一、忠臣は孝子の門に出づ御製 君と臣の道明けき日の本の國は動かじ萬代までも 二、君が代を思ふ心の一筋に我身ありとも思はざりけり 三、御製 1 事しあらば火にも水にも入らばやと思ふはやがて大和魂 2 わが國にしげり合ひけり外國の草木の苗もおほしたつれば</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、國體の由來 二、世界に冠絶せる我國體 1 建國の精神 2 皇室と國家との關係 3 忠孝一本 4 忠君と愛國 三、三千年の歴史 1 對外關係 2 内政の變遷 3 外來思想の吸入 四、國體の精華</p>	

高等科第一學年

目 題			
第十六 教育勅語御精神	教 授 要 項		主 眼
一、國體の精華と教育の淵源 二、諸徳の具體化 1 父子の道 2 夫婦の道 3 兄弟及朋友 4 自己修養 5 社會及國家に對する道 三、祖先の遺風と吾人の責任 四、其徳を一にす	一、御製 1 いそのかみふるきため 2 世の事も定めん新しき 3 神代より受けし寶をま 4 もりにて治め來にけり 5 日の本つ國のみおやの教 6 たらちねの年ふるまゝに 7 身にあらずしみる 8 御歌 9 むつまじき中洲に遊ぶ 10 みさごどりおのづかち 11 なる道はありけり 12 御製 千萬の民の心の 13 そろふこそ國の榮ゆる 14 もとひなりけれ	一、引用すべき詩歌文章 二、本村は崇祖の念は大分厚いが敬神の念は誠にうすい處である 三、なるべく之を實踐に結び付けねばならぬ	勅語の御精神を體得せしめ諸徳は皆歸する處は皇運扶翼に成ることを知らしめ併せて本學年中の總括をするのてある
		取扱上の注意及參考資料	時 數 三
			期 節 三 月 上 旬 中 旬

目次

(毎週二時間約卅週分)

四月	上旬	1	讀書と修養	修	二	謙讓	修
同上	中旬	2	活業の眞價	公	二	郷治	公
同上	下旬	3	祖先の恩重	公	二	心治	公
五月	上旬	4	責任の重	修	二	政治	公
同上	中旬	5	廉恥の重	公	二	裁判	公
同上	下旬	6	親子の關係	公	二	警察犯	公
六月	上旬	7	親族及婚姻	公	二	警察犯	公
同上	中旬	8	相續戸籍	公	二	警察犯	公
同上	下旬	9	住家と主義	公	二	警察犯	公
七月	上旬	10	一家の經濟	公	二	警察犯	公
同上	中旬	11	財産の造反	公	二	警察犯	公
同上	下旬	12	財家の造反	公	二	警察犯	公
八月	上旬	13	服從の反抗	修	二	警察犯	修
同上	中旬	14	服從の反抗	修	二	警察犯	修
同上	下旬	15	服從の反抗	修	二	警察犯	修

第一(修) 讀書と修養

目次	主眼	時數	期節
新に高等科に入るにあつて修養の方針と讀書の利益及研究法をさづける	一、御製 1 今はとて學の道をおこたるなゆるしの文を得たるわらはべ 2 世の中の人におくれをとりぬべし進まむ時に進まざりせば 二、勤學詞 盛年不重來 一日難再晨 及時常勉勵 歲月不待人	二	四月上旬
一、修養の心掛 二、修養の時期 三、學校時代の修養と今後の修養 四、讀書の利益 五、讀書法 六、書物の選擇	引用すべき詩歌文章	取扱上の注意及參考資料	
	一、吾人の周圍の物々皆修養の種ならざるなきこと及眞の修養は人に頼らず自らなすにあることを授けねばならぬ 二、思想の變動期に向つて居るから讀書法及書物の選擇に付きては特に注意しなければならぬ		

<p>目 題</p> <p>第二(修)</p> <p>活 動</p>		<p>目 題</p> <p>第三(公民)</p> <p>實業の眞價</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、活動は生命である</p> <p>二、活動に伴ふ必要條件</p> <p>1 體 力</p> <p>2 氣 力</p> <p>3 執着力</p> <p>三、活動の分量</p> <p>四、古人の活動量及年齢</p> <p>1 頼山陽</p> <p>2 本居宣長</p> <p>3 伊能忠敬</p> <p>4 二宮尊徳</p> <p>五、我等の覺悟</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、實業家の地位</p> <p>二、實業教育の重要</p> <p>三、實業の種別と自己の適所</p> <p>四、生活安全と實業</p> <p>五、實業と共同</p> <p>六、實業と國家の盛衰</p> <p>七、青年と實業</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御製</p> <p>家とみてあかぬ事なき 身なりとも人のつとめ を怠るなゆめ</p> <p>二、いづこにも心とまらば 住みかへよながらへぬ れば元の古里</p> <p>三、ながいきはたゞ働くの 外はなし流るゝ水のく さらぬを見よ</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、食稟滿禮節を知り衣食 足つて榮辱を知る</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>四 月 中 旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>四 月 下 旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、農村は一般によく活動 するしかし執着力が少 し足りないと思ふ 尙其の活動は勞力的で あつて思考の方には多 く及ばないから不經濟 の活動が多い</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、嘗つて生徒の志望を徴 せしに廿八名中右の結 果であつた</p> <p>農 十七名 内長男十二 次男 五</p> <p>商 五名</p> <p>工 二名</p> <p>軍人 三名</p> <p>勞 一名</p>	

<p>目 題</p> <p>第二(修)</p> <p>活 動</p>		<p>目 題</p> <p>第三(公民)</p> <p>實業の眞價</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、活動は生命である</p> <p>二、活動に伴ふ必要條件</p> <p>1 體 力</p> <p>2 氣 力</p> <p>3 執着力</p> <p>三、活動の分量</p> <p>四、古人の活動量及年齢</p> <p>1 頼山陽</p> <p>2 本居宣長</p> <p>3 伊能忠敬</p> <p>4 二宮尊徳</p> <p>五、我等の覺悟</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、實業家の地位</p> <p>二、實業教育の重要</p> <p>三、實業の種別と自己の適所</p> <p>四、生活安全と實業</p> <p>五、實業と共同</p> <p>六、實業と國家の盛衰</p> <p>七、青年と實業</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御製</p> <p>家とみてあかぬ事なき 身なりとも人のつとめ を怠るなゆめ</p> <p>二、いづこにも心とまらば 住みかへよながらへぬ れば元の古里</p> <p>三、ながいきはたゞ働くの 外はなし流るゝ水のく さらぬを見よ</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、食稟滿禮節を知り衣食 足つて榮辱を知る</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>四 月 中 旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>四 月 下 旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、農村は一般によく活動 するしかし執着力が少 し足りないと思ふ 尙其の活動は勞力的で あつて思考の方には多 く及ばないから不經濟 の活動が多い</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、嘗つて生徒の志望を徴 せしに廿八名中右の結 果であつた</p> <p>農 十七名 内長男十二 次男 五</p> <p>商 五名</p> <p>工 二名</p> <p>軍人 三名</p> <p>勞 一名</p>	

<p>目 題</p> <p>第四(公民)</p> <p>祖先の恩と家業</p>		<p>目 題</p> <p>第五(修身)</p> <p>責任の尊重</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、祖先の崇敬 二、祖先の功業 三、皇室に於ける祖先崇拜 四、祭祀の誠心 五、家業の繼承 六、祖先崇拜と子孫崇拜</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、責任の尊重 二、責任の意義 三、喜んで服せ 四、小事を軽んずるな 五、責任と信用 六、責任と成功 例 秀吉の責任を重んぜし 事</p>	
<p>主 眼</p> <p>祖先の遺業に對する責任を知らせ且つ我國民道徳の特長である家族制度の一端を知らせる</p>		<p>主 眼</p> <p>責任觀念の如何は其人の人格を知るを得且つ將來成敗の決は殆んど自己の職業に對する責任觀念の強弱によることを知らせる</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、久方の月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがな</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>働きは後に知らるゝかゝし哉</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五 月 上 旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一人が職に殉ずるは皆責任觀念である大和魂の根本をなしてゐる武士道も基は責任の觀念に外ならぬ</p> <p>二、秀吉の事蹟は熟知せらるゝ處であるから略すが彼の働きは功名心もあるが又一面より其の責任を重んじた事にもよることを知らせねばならぬ</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一人が職に殉ずるは皆責任觀念である大和魂の根本をなしてゐる武士道も基は責任の觀念に外ならぬ</p> <p>二、秀吉の事蹟は熟知せらるゝ處であるから略すが彼の働きは功名心もあるが又一面より其の責任を重んじた事にもよることを知らせねばならぬ</p>

<p>目 題</p> <p>第四(公民)</p> <p>祖先の恩と家業</p>		<p>目 題</p> <p>第五(修身)</p> <p>責任の尊重</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、祖先の崇敬 二、祖先の功業 三、皇室に於ける祖先崇拜 四、祭祀の誠心 五、家業の繼承 六、祖先崇拜と子孫崇拜</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、責任の尊重 二、責任の意義 三、喜んで服せ 四、小事を軽んずるな 五、責任と信用 六、責任と成功 例 秀吉の責任を重んぜし 事</p>	
<p>主 眼</p> <p>祖先の遺業に對する責任を知らせ且つ我國民道徳の特長である家族制度の一端を知らせる</p>		<p>主 眼</p> <p>責任觀念の如何は其人の人格を知るを得且つ將來成敗の決は殆んど自己の職業に對する責任觀念の強弱によることを知らせる</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、久方の月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがな</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>働きは後に知らるゝかゝし哉</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五 月 上 旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一人が職に殉ずるは皆責任觀念である大和魂の根本をなしてゐる武士道も基は責任の觀念に外ならぬ</p> <p>二、秀吉の事蹟は熟知せらるゝ處であるから略すが彼の働きは功名心もあるが又一面より其の責任を重んじた事にもよることを知らせねばならぬ</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一人が職に殉ずるは皆責任觀念である大和魂の根本をなしてゐる武士道も基は責任の觀念に外ならぬ</p> <p>二、秀吉の事蹟は熟知せらるゝ處であるから略すが彼の働きは功名心もあるが又一面より其の責任を重んじた事にもよることを知らせねばならぬ</p>

類 第六(修身) 廉 恥		目 主	
教 授 要 項		引用すべき詩歌文章	
一、廉恥心は人格のパロメーターである 二、恥を知ることがは修徳の道である 三、眞に恥づべきこと 四、恥づるに足らぬ事 五、武士道		一、人知らぬ心に恥ぢよ恥ぢてこそ遂に恥なき身ともなるらめ 二、私をはなれて見れば心ほどあかるき鏡世になりけり 三、不義の富は浮雲の如し 四、恥を知れ恥を恥らねば恥をかく恥にすぎたる恥はあらしな	
取扱上の注意及参考資料		時數	二期節
一、あまりに恥しめると云ふことは反つて廉恥心を麻痺せしむるものがあるからよく眞に恥しいと云ふことを自覺せしむるやうにせねばならぬ 二、或程度までは忍辱と云ふことも必要であることを知らせねばならぬ		二	五月中旬

類 第七(公民) 親子の關係		目 主	
教 授 要 項		引用すべき詩歌文章	
一、親子の道 二、孝道の要 三、親の務 四、親子の關係 1 實子 2 養子 3 姻組 五、親權 六、後見 七、親子の情		一、孝行をしたき時分に親はなし 二、木静かならんと欲すれど風止まず、子孝ならんと欲すれば親居まざず 三、愛過れぐば子を害ふ 四、道歌 子を思ふ親程親を思ひなば世にありがたき子とや云はれん	
取扱上の注意及参考資料		時數	二期節
一、親子關係に付きては民法第八百二十條より八百四十條までを参照すべし 二、親權に付きては民法第八百七十七條より八百九十九條まで 三、後見に付きては第九百條より九百四十二條まで 第七項の話は鳩翁道話の一節を記したのである		三	五月下旬

<p>目 題</p> <p>第八(公民) 親族及婚姻</p>		<p>主 眼</p> <p>親族關係及婚姻に關する規定を知らせ併せて婚姻に關する注意を與へる</p>		<p>時 數</p> <p>三</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、親族の範圍 二、直系と傍系 三、親族と姻族 四、尊族と卑族 五、親族間の義務 六、婚姻の成立 七、配偶者の選擇 八、結婚に要する手續 九、結婚に關する新思想と舊思想</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、骨かくす皮には誰も迷へけり美人といふも皮のわざなり 二、氣も知らて顔にばかされ嫁とりて後て後悔すれど及ばず</p>		<p>期 節</p> <p>六月下旬 七月上旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、婚姻に付きては 民法第七百六十五條より七百九十條までを參考 二、農村に於ける風儀及青年男女の實際關係に付きて十分の諒解を與ふべし</p>				

<p>目 題</p> <p>第九(公民) 相 續</p>		<p>主 眼</p> <p>相續に關する法律上の大略及相續の精神を知らしむ</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、相續の意義 二、家督相續 法定相續人 推定相續人 三、遺産相續 四、遺言及遺留分</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>		<p>期 節</p> <p>七月上旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、家督相續に關する規定 民法九百六十四條より九百九十一條 二、遺産相續に關する規定 九百九十二條より千六百九十九條まで 三、相續の承認及拋棄 千十七條より千四十條まで</p>				

<p>第十(公民) 住所と戸籍</p>		<p>目 題</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、住所と居所 二、本籍 三、戸籍及戸主 四、戸籍謄本及抄本 五、一家の和合 六、住居移轉及寄留に關する諸手續</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>一、たとへ山中三軒屋ても 住めば都よよい處よ 二、家の和合は國の繁昌</p>	
<p>時 數</p>	<p>二</p>	<p>期 節</p>	<p>七 月 中 旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p>		<p>一、戸主及戸籍に關する規定 民法第七百三十三條より七百四十條まで 二、農村に於ては本籍、現住所、居所等の區別はあまりに必要ないが一通りは之を知らせる必要はある 三、郷土を愛すこと云ふことは國家的精神養成に重要缺くべからざるものとして取扱はず公民科として十分の注意が必要である</p>	
<p>住 所 と 戸 籍 と に 付 きて 法 律 上 の 知 識 を 得 させ 寄 留 其 の 他 の 諸 届 を する こと を 知ら せる</p>		<p>主 眼</p>	

<p>第十一(修身) 家及家族主義</p>		<p>目 題</p>	
<p>教 授 要 項</p>		<p>一、家と永遠存續 二、血族的團體 三、家族と戸主との關係 四、國と家 五、西洋の家庭と我國の家庭 六、家憲 七、家門の名譽</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>祖先と子孫との中間にある 自己の立場を明にして家に 對する責任を明にする</p>	
<p>時 數</p>	<p>二</p>	<p>期 節</p>	<p>七 月 下 旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p>		<p>一、家と云ふことは單に建物の意ではない祖孫相續と云ふことと尙之の外に家風家憲等も是非 この中にあることを知らせねばならぬ 二、近時西洋諸國でも若い嫁が老人を乳母車にのせて引きあるく傾向が起つて來たのを見ても我國の家族主義が如何に尊い又自然であるかがわかる</p>	
<p>久方の月の桂を折るばかり 家の風をばふかせてしがな</p>		<p>主 眼</p>	

<p>目 題 第十二(公民) 一家の經濟</p>		<p>主 眼</p>	
<p>一家經濟の原理を知らしめ 經濟的思想を養はせる</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>一、經濟の安固は一家安固の基礎である 二、財産と收入 三、豫算と分度 四、勤勉と節約 五、貯蓄、貯藏との比較 六、家計の原則</p>		<p>一、千丈の堤も蟻の一穴より崩る 二、積むまゝに黄金の山をつくるべし塵ばかりぞと思ひ輕むな</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>時數 二</p>	<p>期節 九月上旬</p>
<p>一、大正三年度に縣農會で本郡管原村の家庭經濟調査をしたものがある良參考資料である 列國郵便貯金比較 國名 總數 一人當 英 一四、八一六、一六千円 一三八、四二七 佛 八四八、八八一 一三一、〇八六 伊 五五三、〇一八 一三一、三六一 北米 二三四、九九一 三三九、九一二 日本 二九、五六五 二〇、〇三七</p>			

<p>目 題 第十三(公民) 財産の造成</p>		<p>主 眼</p>	
<p>一家經濟の原理を知らしめ 經濟的思想を養はせる</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>一、財産の必要 二、父祖の家業 三、財産の増殖 四、財産の使用 五、財産に關する法律事項 イ 登記 ロ 證書 ハ 證人 ニ 時効 六、淨財と不淨財</p>		<p>一、財産の増殖及之れが保管法に付いて知らせる 尙之れが使用法に付きては其の道を誤らざるやうにせしめる</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>時數 二</p>	<p>期節 九月中旬</p>
<p>一、質權低當權 民法三百五十七條以下 四百六十五條 二、時効に付きては 百四十四條より 百七十四條まで</p>			

<p>目 題</p> <p>第十四(修身)</p> <p>服従と反抗</p>		<p>目 題</p> <p>第十五(修身)</p> <p>謙 讓</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、服従の美德 二、服従すべきことゝすべからざること 三、修身の服従と権利義務 四、克 己 五、盲従と屈従 六、長上にさからふな</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、謙讓の意義 二、傲慢と謙讓 三、謙讓の美德 四、恭儉己を持し 五、反省の必要</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、丸くとも一角あれや人心あまり丸きはころび易きに 二、山中の賊は破ること易く心中の賊は破ること難し</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御歌 高山の影をうつして行く水のひくきにつくを心ともかな 二、ぬきんでて我知り顔に物言ふな人の智慧には上に上あり 三、上を見ぬさきぶりゆかし藤の花</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九月下旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>十一月下旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 参 考 資 料</p> <p>一、立憲政治は或意味の服従にして自由ならざること、及自由を尊重する服従なることを知らしむべし 二、自己の意志に對しての服従の必要なることを覺語せしむべし 三、農村には農村の習慣あり習慣も或程度までは服従すべくみだりに之れを破壊すべからざるを知らしむべし</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 参 考 資 料</p> <p>一、伊達政宗の家訓に「謙にすぐれば屈となる」と云ふ句がある味ふべきである 二、農村には老人跋扈青年卑屈の風がある注意すべし 三、表面には讓にして内心不平を抱くものがある賤しむべきである</p>	

<p>目 題</p> <p>第十四(修身)</p> <p>服従と反抗</p>		<p>目 題</p> <p>第十五(修身)</p> <p>謙 讓</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、丸くとも一角あれや人心あまり丸きはころび易きに 二、山中の賊は破ること易く心中の賊は破ること難し</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御歌 高山の影をうつして行く水のひくきにつくを心ともかな 二、ぬきんでて我知り顔に物言ふな人の智慧には上に上あり 三、上を見ぬさきぶりゆかし藤の花</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>九月下旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>十一月下旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 参 考 資 料</p> <p>一、立憲政治は或意味の服従にして自由ならざること、及自由を尊重する服従なることを知らしむべし 二、自己の意志に對しての服従の必要なることを覺語せしむべし 三、農村には農村の習慣あり習慣も或程度までは服従すべくみだりに之れを破壊すべからざるを知らしむべし</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 参 考 資 料</p> <p>一、伊達政宗の家訓に「謙にすぐれば屈となる」と云ふ句がある味ふべきである 二、農村には老人跋扈青年卑屈の風がある注意すべし 三、表面には讓にして内心不平を抱くものがある賤しむべきである</p>	

<p>目 題 第十六(修身) 寛 恕</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、寛恕の意義 二、短慮を慎め 三、人言をきけ 四、寛客の徳と狭量の損 五、吉人の事蹟 浅野長矩と大石良雄 信長と光秀 六、終局の目的より見た寛恕</p>	
<p>眼 主</p> <p>寛恕の美德と短慮は其の身を亡す基となることを知らせる</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、短氣は損氣 二、勘忍は無事長久の基 三御製 天をうらみ人をとがむる事もあらじ我があやまちを思へ返へせば ともすれば人をおそしと思ふ哉身の行を省ずして</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>十二月上旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、青年にはあまりに寛にすぎると放縱になりやすい 政宗の家訓に「寛にすぐれば縦となる」とある</p>	

<p>目 題 第十七(公民) 我郷の村治</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、町村の(行政上に於ける)位置 二、自治制と隣保團結 三、市町村制發布の御詔勅 四、住民と公民 五、議員選舉 六、等級別 七、議員との職責 八、市町村長の職責</p>	
<p>眼 主</p> <p>自治の基本たる村治の一般を授け兼ねて愛郷の精神を養ふ</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、唇齒輔車 二、共同は力なり</p>	
<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>十二月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、住民に對しては町村制第六條 二、公民に對しては全第七條 三、議員定數等級其他に付きては同第十一條内至第二十七條 四、町村長に關しては同第六十條内至第六十六條</p>	

<p>目 題</p> <p>第十八(公民) 自治と公民</p>		<p>目 主</p> <p>自治に對する公民の權利義務の一般及、公民としての資格を知らせる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、公民の資格 二、公民の責任 三、選舉の精神 四、自治の實蹟と公民の自覺 廣村に於ける治蹟</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>參考資料 一、山崎延吉氏著 農村の經營中玉瀧村治蹟 二、東京警眼社出版 廣村</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>一月上旬</p>

<p>目 題</p> <p>第十九(修身) 愛 郷 心</p>		<p>目 主</p> <p>如何に立身するも其の郷里は忘れられないことを知らせて愛郷心を涵養し併せて愛國心を養成する</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、郷里の印象 二、郷里と自分 三、望郷の情 1 ナボレオンの言 2 豊臣秀吉郷里の父老を訪う 四、産土神 五、故山の樂</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>我郷里(藤村) 一、せまきはあれど我ふるさと山あり川あり又野ありわらびを折るも片つむも釣をたるも網打つも心のまゝなり心のまゝ 二、略す 三、ひなにはあれど我故郷花さき匂ひ螢とび蝶まひ虫なき鳥うたふ月のながめもうるはしく雪のながめもおもしろし</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、高等小學讀本卷二故郷等參照 二、郷里の忘れられないことは我家を忘れられないと同じ事である 三、愛郷心を養ふために海外移住とか未開地の殖民とか云ふ發展的精神を傷けることのないやうにせねばならぬ</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>一月中旬</p>

<p>目 題</p> <p>第二十(公民) 國の政治</p>		<p>目 題</p> <p>第廿一(公民) 刑と裁判</p>	
<p>眼 主</p> <p>公民として必要なる國の政治の大事を知らせるとともに天皇陛下の有りがたい大御心を知らせる</p>		<p>眼 主</p> <p>憲法上に與へられた權利である裁判の性質及刑に付いての一般知識を授ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、昔の政治と今の政治 二、國政と自治制 三、地方の行政 府縣制、及知事郡制、及郡長 四、中央政府 内閣 各省 五、各省の所轄事務と大臣の責任 六、帝國議會</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、御製(市町村制公布の時) 事なく治まる代々も民の爲め思ふ心のやすむ時なし 二、同(憲布發布の時) あまつ神開きましけん我國の道にはまごふ人なかりけり 國民は一つ心にまもりけりとほつ御おやの神の教を</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、單に政治として授けず に陛下の大御恵と政治の精神とを授けなければならぬ 二、あまりに政論に涉らないやうにせねばならぬ</p>	<p>期 節</p> <p>一月中旬</p>
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>一月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、裁判を受くるの權は憲法に之を規定してあるしかし之れはやむを得ざる時の事であることと裁判の決する刑にさへふれなければよいと云ふやうな考をもたせぬやうによく道徳に立脚して之を説かなければならぬ 二、刑法の精神をよく覺らせなければならぬ 三、裁判に關する手續は訴訟法第百三條を參照すればよい</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>

<p>目 題</p> <p>第二十(公民) 國の政治</p>		<p>目 題</p> <p>第廿一(公民) 刑と裁判</p>	
<p>眼 主</p> <p>公民として必要なる國の政治の大事を知らせるとともに天皇陛下の有りがたい大御心を知らせる</p>		<p>眼 主</p> <p>憲法上に與へられた權利である裁判の性質及刑に付いての一般知識を授ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、良民の保護 二、司法權獨立 三、裁判所 四、刑の判決 判 事 檢 事 檢 事 辨 護 士 五、刑の大小輕重猶豫 六、訴訟手續及控訴 七、監 獄</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、御製(市町村制公布の時) 事なく治まる代々も民の爲め思ふ心のやすむ時なし 二、同(憲布發布の時) あまつ神開きましけん我國の道にはまごふ人なかりけり 國民は一つ心にまもりけりとほつ御おやの神の教を</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、裁判を受くるの權は憲法に之を規定してあるしかし之れはやむを得ざる時の事であることと裁判の決する刑にさへふれなければよいと云ふやうな考をもたせぬやうによく道徳に立脚して之を説かなければならぬ 二、刑法の精神をよく覺らせなければならぬ 三、裁判に關する手續は訴訟法第百三條を參照すればよい</p>	<p>期 節</p> <p>一月中旬</p>
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>一月下旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、裁判を受くるの權は憲法に之を規定してあるしかし之れはやむを得ざる時の事であることと裁判の決する刑にさへふれなければよいと云ふやうな考をもたせぬやうによく道徳に立脚して之を説かなければならぬ 二、刑法の精神をよく覺らせなければならぬ 三、裁判に關する手續は訴訟法第百三條を參照すればよい</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>

<p>目 題</p> <p>第廿二(公民) 警察官と警察犯</p>		<p>目 主</p> <p>警察の任務を諒解せしめて其の權利を尊重し併せて日常守るべき處罰令の一般を授ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、警察の任務 二、警察機關及階級 三、警察犯 四、同上處罰令の大要 五、即決裁判と正式裁判 六、警察の社會政策に關する任務</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>期 節</p> <p>二月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、近來は警察が大に民衆化し又一般社會も警察を諒解して來たがまだ一種こはいものゝやうに思つてゐるから其の點に對して十分諒解を與へなければならぬ</p> <p>二、明治四十一年九月二十九日 內務省令第十六號 警察犯處罰令 第一條三十日未滿の拘留四項第二條同上又は二拾圓まで罰金三十七項第三條二十圓以下料十七項</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、政黨關係 全村としては政友會勝味あり通學區域は殆んど國民黨である</p> <p>二、引用すべき法律其他 1 五ヶ條の御誓文 2 憲法發布勅諭 3 憲法</p>

<p>目 題</p> <p>第廿三(公民) 立憲政治</p>		<p>目 主</p> <p>立憲政體をしかせ給ひし御精神を體得せしめ立憲政治の大要と立憲思想とを授ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、立憲政體と立憲政治 二、憲法發布の御詔勅 三、立憲政體の妙味 三權分立 天皇の大權と大臣副署 人民の權利義務 四、帝國議會 兩院の特長と兩院制度の妙所 五、立憲的精神</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、明治天皇御製 ●國會開設の勅諭御降下の時 ●いかに世は開けゆくとも古の國のおきてはたがへざらなむ ●憲法發布式に際して ●天つ神開きましけん我國の道にはまどふ人なかりけり ●國民は一つ心に守りけり ●いとほつみおやの神の教を ●開け行く時にいよの御代仰がれぬひじりの御代の高きおしへを</p>	
<p>期 節</p> <p>二月中旬</p>	<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、政黨關係 全村としては政友會勝味あり通學區域は殆んど國民黨である</p> <p>二、引用すべき法律其他 1 五ヶ條の御誓文 2 憲法發布勅諭 3 憲法</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、政黨關係 全村としては政友會勝味あり通學區域は殆んど國民黨である</p> <p>二、引用すべき法律其他 1 五ヶ條の御誓文 2 憲法發布勅諭 3 憲法</p>

<p>目 題</p> <p>第廿四(公民) 無窮の皇室</p>		<p>主 眼</p> <p>皇室の尊嚴を感得せしめ、皇室に關する一般的知識を授ける</p>		<p>期 節</p> <p>二月下旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、皇位 天祖の御神勅 帝國憲法 皇室典範</p> <p>二、皇族 稱呼 待遇 現況</p> <p>三、皇室と臣民との關係</p> <p>四、朝鮮王族</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、今上天皇御即位の勅語 義は則君臣情は猶父子の如し</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、臣籍御降下の方 清樓家教伯 小松輝久侯 二、各皇族官職狀態 元帥大將 伏見宮貞愛親王 閑院宮載仁親王 海軍大將 東伏見宮依仁親王 同 中將 伏見宮博康王 陸軍中將 久邇宮邦彥親王 同 中將 梨本宮守正王 砲兵少佐 北白川宮成久王 歩兵大尉 朝香宮鳩彦王 同 大尉 東久邇宮稔彦王 海軍少尉 伏見宮博義王 同 山階宮武彦王 (大正十年現在)</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿五(修身) 奉公の道</p>		<p>主 眼</p> <p>國家と國民との關係及世界の大勢を知らせ時代に適應した奉公の道を知らせる</p>		<p>期 節</p> <p>三月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、國家の恩惠 二、國と國民との關係 三、奉公の意義 四、世界の大勢 五、時代に處する覺悟 六、奉公の道</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、御製 國につくす道に一つは なかりけり戦のにはに たつもた、ぬも 二、國の爲思ひかためし我 心玉とみがきて世を照 すらむ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、從來の忠義とか報公とか云ふと軍人のことをやうに思はれて居た時勢の進運と時代の變化はこの舊習を一掃しなければならぬ 二、軍人の動員に處するための報公袋があるとすれば農家の種物袋はやはり報公袋である事を知らせなければならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿六(修身)</p> <p>愛國の精神</p>		<p>主 眼</p> <p>歴史的事實に基き歴代の御聖徳と忠良賢哲の事蹟を仰がしめて愛國心を養はせ併せて本學年の復習とする</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、國民と愛國心 二、歴史と愛國心 三、眞の愛國心 四、愛國心の發露 1 歴代の御聖徳 2 忠良賢哲の事蹟 五、總復習</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御 製 1 國民の力のかぎりつくすこそ我日の本のためなりけり 2 世の中は高き賤しき品はあれど身をつくすこそつとめなりけり</p>	
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、小學校の修身の復習のやうな心持とせずになるべく歴史的事蹟に立脚して説くことが有効である特に此の年輩の青年には英雄の事蹟などは尤も喜んでさくことであるからよく注意せねばならぬ</p>		<p>時 數</p> <p>五</p>	<p>期 節</p> <p>三月 中旬</p>

高等科第二學年

目次

期	節	題	種別	時數	期	節	題	種別	時數
四月	上旬	1 青年時代	修	二	九月中	下旬	14 市町村吏員	公	三
全	中旬	2 勤勞の尊重	修	二	十一月	下旬	15 市町村財政	公	二
全	下旬	3 共同生活	公	二	十二月	上旬	16 自治の運用	公	二
全		4 自治の沿革	公	二	十二月	中旬	17 公民權の尊重	公	一
五月	上旬	5 自治の本旨	公	二	十二月	下旬	18 社會の秩序	修	二
全	上中旬	6 信義	修	二	一月上	中旬	19 町村是	公	三
全	中下旬	7 自重	修	二	一月中	下旬	20 町村を中心とせ	公	二
全	下旬	8 市町村の組織	公	二	二月	上旬	21 全上	公	三
六月	下旬	9 公民資格及權利義務	公	二	二月上	中旬	22 全上	公	三
七月	上旬	10 議員選舉資格及等級	公	二	二月	下旬	23 全上	公	二
全	中旬	11 選舉と投票	公	二	全		24 全上	公	二
全	下旬	12 建設と破壊	公	二	三月	上旬	25 全上	公	二
九月上	中旬	13 町村會	公	三	三月	中旬	26 全上	公	二
					三月	下旬	27 理想の村	公	二

題目		教授要項	引用すべき詩歌文章	取扱上の注意及參考資料
第一(修身)	青年時代			
目	主眼		青年時代は其の身體上に於て精神上に於て人生の分岐點なることを知らせ修養の方針を授ける	時數 二
一、人生の春	二、身體上の注意	一、學ばねば人も此の世の案山子哉	一、統計によれば十五歳より二十歳の間よりも二十歳より廿五歳までの間身心兩方面に渡りて安心出來ざる時代だ	期節 四月上旬
二、思想變遷の期	三、目的と奮勵	二、青年老易學難成一寸光陰不可輕及時當勉勵歲月不待人	二、この時代は消極主義は大禁物であるなるべく積極的に之を奮勵せしむるやうにせねばならぬ	
三、戒しむべき條項	四、血氣	三、浮世をば何の絲瓜と思へどもふらりとしてはくらされもせず		
四、慢心	五、依頼心			
五、青年の生命	六、青年の生命			

<p>目 題</p> <p>第二(修身)</p> <p>勤勞の尊重</p>		<p>目 主</p> <p>勤勞の神聖なること及大切なることを知らせる</p>		<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>四月中旬</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、勤勞は神聖である 二、勤勞と健康 三、勤勞と財産 四、安逸の情を抑へよ 五、勤勞の習慣を養へ</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、立てる農夫は座せる紳士よりも貴し 二、夜も尙業を勉めよ世の中は寝てまたぬこそ果報なりけり 三、務むべし家業は天の役目なり天に反けば身は滅ぶべし</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、勤勞と慰安とははなるべからざるものである特に楽しくはたらくと云ふことには是非慰安を求むるの方法も知らせねばならぬ 二、能率の上らない勤勞は精力の無駄使であるから能率増進法を知らせなければならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第三(公民)</p> <p>共同生活</p>		<p>目 主</p> <p>社會をはなれては生活し得難いことを知らせ之に對する務と社會的生活の道を授ける</p>		<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>四月下旬</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、社會的生活 二、個人と社會との關係 三、社會より受けたる恩惠 四、社會に對すす務 五、協同團結の心得</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、四恩(君恩親恩天地恩衆生恩) 二、御勅語 「進て公益を廣め世務を開き」 三、千萬の民よ心をあはせつゝ國に力をつくせとぞ思ふ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、自治自由など云つても要は共同心の程度によつてそれが目的を達せられるのである法律なども要は共同生活をなすに都合のよい程度にきめたものであることを知らせなければならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第四(公民) 自治の沿革</p>		<p>主 眼</p> <p>自治の沿革を知らせて之によりて享くる幸福を感ぜさせ之に對する責任をつくすやうに導く</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月上旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、昔の行政機關 町奉行 町年寄名主地 主郡奉行 (代官) 莊屋 組頭百姓代 二、五人組の美點 勸農租稅驛係數員警察 宗教民事刑事等すべて の休戚を共にす 三、自治の偉勳者 明治二十年法律第一 一號市町村制發布 委員長 山縣內務大臣 委員 青木周藏 野村嘉六 芳川顯正 獨逸人 モツセ</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、町村の性質 二、徳川時代の自治制 町行政：町奉行 郡行政：郡奉行 五人組制度：自治の基本 三、現代の自治制 明治四年の改正 其後の改正 現行の市町村制の大要</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p>		

<p>目 題</p> <p>第五(公民) 自治の本旨</p>		<p>主 眼</p> <p>自治の本旨を明にし立憲思想の根帯を養ふ</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月上旬</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、地方自治團體 内務大臣 知事 市 郡 町 村 北海道沖繩は區 東京大阪京都は市の中に區 二、現今に各地に模範村と 稱せられるものを見るに多 くは當局者の力によるもの のが多くて人民其のもの の自覺によるものは少 い眞の自治は自體に屬 する人民の自覺によらな ければならぬことを知ら せなければならぬ</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、隣保團結の美風 二、自治の意義 字 義 根本義 三、自治制度の設置 利 益 四、自治制と國民 立 憲 文 明 五、市町村制發布の理由 六、自治心と自治民</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、市町村制發布の上諭 本文畧す 二、市町村制發布理由 本文略す</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p>		

<p>第六(修身)</p> <p>信義</p>		<p>目 主 眼</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、信義の必要 二、正直 三、約束 四、輕諾を戒しむ 五、一諾の値 加藤清正 蔚山に淺野幸長を助く 六、商人の不信 七、他人の秘密</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、戊信詔書 「惟信惟義」 二、武士に二言なし 三、言易きものは信寡し 四、いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言葉うれしからまし 五、人の信あるは車の輪のあるが如し</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月下旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、清正が幸長を助けたことは日本外史によるのがよからう 二、商人は信なきものと思はるるやうになつてはとも我國が世界的に發展することが出来なないと云ふことを知らせなければならぬ 三、他人の秘密をあばくのは法律上にも罪人であることを知らせなければならぬ</p>	

<p>第七(修身)</p> <p>自重</p>		<p>目 主 眼</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、自己は單に一人のものにあらず 二、一人の名譽と一門一家の名譽 三、偉人潔士の地方に及ぼす力 四、家と個人 五、社會と個人 六、自重の必要 七、傲慢尊大は自重にあらず</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、佐久間象山の言 予は二十歳以後は一國に繋るありを知り三十歳以後は天下にかゝるあるを知り四十歳以後は世界にかゝるあるを知る 格 言 二、自ら輕んじて人之をある</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月下旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、一偉人が出た其の地方をして名をなさしめることは多くある則一人の力よく一郷一國の名を維持することを知らせなければならぬ 二、新井白石の事蹟や石田三成が明日は斷頭臺の露と消ゆるさきにやつても尙其の身を大切にしたことなど適宜補説することが必要である</p>	

目 題		教 授 要 項	眼 主	
第八(公民) 市町村の組織			一、市町村の沿革 二、市町村の性質 三、市町村の事務 四、市町村の地域 五、市町村の住民 六、市町村の住所 七、市町村の権利義務 八、市町村の自治 九、市町村の規則	町村の任務を明にし 住民としての自覚を起さしめる
引用すべき詩歌文章		一、市町村制第二條 (本文略す) 二、本村條例(本文略す)		一、其の村の沿革等はよく 理解的に授けもし從來 感情等の衝突あつた處 ならばよく其の誤解を とくことにつとめねば ならぬ
取扱上の注意及參考資料		一、公民の資格 1 帝國臣民 2 獨立の生計 3 二十五歳以上の男子 4 二年以上の住居 5 村公費の分擔 6 地租若しくは國稅年 貳圓以上		

目 題		教 授 要 項	眼 主	
第九(公民) 公民の資格及 權利義務			一、公民の資格限定の理由 二、公民の資格 三、公民の權利 四、全上の義務 五、公民權停止	公民を限定せし理由を理解せしめ其の權利と義務を尊重せしむるやうにする
引用すべき詩歌文章		一、町村制第七條 二、町村制第八條 三、憲法第十九條 四、町村制第九條		一、公民の資格 1 帝國臣民 2 獨立の生計 3 二十五歳以上の男子 4 二年以上の住居 5 村公費の分擔 6 地租若しくは國稅年 貳圓以上
取扱上の注意及參考資料		一、公民の資格 1 帝國臣民 2 獨立の生計 3 二十五歳以上の男子 4 二年以上の住居 5 村公費の分擔 6 地租若しくは國稅年 貳圓以上		

目 題		主 眼	
第十(公民) 選舉資格及等級		選舉に關する正確なる智識 を與へて之に對する明確の 態度を養はしむる	
教 授 要 項	一、選舉權 原則と特例 二、被選舉權 三、等級選舉 理由 四、等級の分別法 原則と特例 五、議員の任期 六、定 數 原則 町村條例による特例	引用すべき詩歌文章 町村制第十一條 定數 十二條 選舉權 十三條 特 例	取扱上の注意及參考資料 一、本村定數十八名 二、選舉權例外所有者一名 三、大正十年度から市町の 級別は改正せられ村は 撤廢せられた
		時數	二
		期節	七月上旬

目 題		主 眼	
第十一(公民) 議員選舉と投票		選舉の神聖なることを知ら しめ選舉標準投票方法を誤 らざるやうにし且つ其の權 利を尊重せしめる	
教 授 要 項	一、候補者の選定 議員の良否と村治 選定標準 罰 則 二、選舉準備 名簿調製と資格 三、選舉の施行 期 日 順 序 選舉會 投票心得 四、投票心 原則と例外(記名) 自 書 用 紙 一票を重んぜよ	引用すべき詩歌文章 私をはなれて見れば心程 あかるき鏡世になかりけり	取扱上の注意及參考資料 一、選定標準 精 神 使 命 自 覺 公 平 勇 氣 犧 牲 的 行 爲 意 志 智 識
		時數	二
		期節	七月中旬

<p>目 題</p> <p>第十二(修身)</p> <p>建設と破壊</p>		<p>目 題</p> <p>第十三(公民)</p> <p>町村會</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、建設の困難 二、破壊の容易 三、無形の建設と破壊 信用 名譽 品性 四、青年の覺語</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、意志決定機關 二、町村會の權限 1 議決權 2 選舉權 3 其他 3 町村事務監督權 1 町會の議事 2 公定數 3 公定數 3 議員の心得 四、議員の心得 五、我村の會議員及村會</p>	
<p>眼 主</p> <p>建設の難と破壊の易きとは 單に有形物にとゞまらず 神の方面に於ては特に然る ことを知らせて一層修養に 力をつくさせる</p>		<p>眼 主</p> <p>町村會の責任及權限を知ら しめて公民として之を監視 する必要があることを知らせ る</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、羅馬は一日にして成る にあらず 二、覆水盆に歸らず</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>七月下旬</p>	<p>時數</p> <p>三</p>	<p>期節</p> <p>九月上 中旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、改良するための破壊な らば必ず建設に對する 具體的案がなければな らぬことを知らせねば ならぬ 二、一旦損した名譽や信用 の恢復は何十倍の力が 必要であることを知ら せねばならぬ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、參考すべき條項 町村制第四十條 全 第四十一條 全 第四十二條 二、村會を參觀せしむるこ とができれば非常に好 都合である</p>	

<p>目 題</p> <p>第十二(修身)</p> <p>建設と破壊</p>		<p>目 題</p> <p>第十三(公民)</p> <p>町村會</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、建設の困難 二、破壊の容易 三、無形の建設と破壊 信用 名譽 品性 四、青年の覺語</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、意志決定機關 二、町村會の權限 1 議決權 2 選舉權 3 其他 3 町村事務監督權 1 町會の議事 2 公定數 3 公定數 3 議員の心得 四、議員の心得 五、我村の會議員及村會</p>	
<p>眼 主</p> <p>建設の難と破壊の易きとは 單に有形物にとゞまらず 神の方面に於ては特に然る ことを知らせて一層修養に 力をつくさせる</p>		<p>眼 主</p> <p>町村會の責任及權限を知ら しめて公民として之を監視 する必要があることを知らせ る</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>一、羅馬は一日にして成る にあらず 二、覆水盆に歸らず</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>七月下旬</p>	<p>時數</p> <p>三</p>	<p>期節</p> <p>九月上 中旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、改良するための破壊な らば必ず建設に對する 具體的案がなければな らぬことを知らせねば ならぬ 二、一旦損した名譽や信用 の恢復は何十倍の力が 必要であることを知ら せねばならぬ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、參考すべき條項 町村制第四十條 全 第四十一條 全 第四十二條 二、村會を參觀せしむるこ とができれば非常に好 都合である</p>	

目 題		教 授 要 項	
第十四(公民) 市町村吏員		一、意志の執行機關 1 執行機關 2 補助機關 二、組織及任免 1 組織及任職町村長(有給町 2 村長) 3 助役 4 収入役 三、權限 1 吏員服務規定 2 吏員の給與 3 吏員の犠牲的精神 四、吏員の給與に付いては 1 其の町村の實際をよく 2 知らせねばならぬ 五、なるべく法律的の觀念 1 のみてなく道徳を背景 2 とし良心の命令に従ひ 3 其の責を全くするやう 4 につとめねばならぬ 六、吏員服務規定	
主 眼		自治團に關する吏員の組織及之れが權限を知らせ町村行政の一般を諒解せしめる	
引用すべき詩歌文章		引用すべき詩歌文章	
時數	三期節	三	九月中旬
取扱上の注意及參考資料			
一、吏員服務規定 明治四十四年九月内務省令 二、なるべく法律的の觀念のみでなく道徳を背景とし良心の命令に従ひ其の責を全くするやうにつとめねばならぬ 三、吏員の給與に付いては其の町村の實際をよく知らせねばならぬ			

目 題		教 授 要 項	
第十五(公民) 市町村の財政		一、個人經濟と財政 1 市町村の財政の主眼 2 自治村の收入 3 市町村の收入 4 市町村の收入 5 市町村の收入 二、市町村の財政の主眼 1 市町村の收入 2 市町村の收入 3 市町村の收入 4 市町村の收入 5 市町村の收入 三、市町村の財政の主眼 1 市町村の收入 2 市町村の收入 3 市町村の收入 4 市町村の收入 5 市町村の收入 四、市町村の財政の主眼 1 市町村の收入 2 市町村の收入 3 市町村の收入 4 市町村の收入 5 市町村の收入 五、市町村の財政の主眼 1 市町村の收入 2 市町村の收入 3 市町村の收入 4 市町村の收入 5 市町村の收入	
主 眼		町村財務の一般を知らしめ納稅義務の尊重をはかる	
引用すべき詩歌文章		引用すべき詩歌文章	
時數	三期節	二	十一月下旬
取扱上の注意及參考資料			
一、本村は納稅惡し特に自治體の主腦に多い 二、町村制第八十九條より九十條九十三條より九十九條まで參照 三、明治四十四年勅令第二百四十二號 四、之に聯絡して町村の基本財産のこと等も授けなければならぬ			

<p>目 題</p> <p>第十六(公民) 自治の運用</p>		<p>主 眼</p> <p>自治の運用は町村民の自覺にまつもの大なるを知らしめ公共心の養生につとめる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、自治の振興 1 國民の義務 2 町村民の義務 二、町村民の自覺 三、公共心の發揮 四、共同一致の風 五、獨立自治の精神 六、遵法の良風 七、自治制の運用</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、各地方模範村の自治體の運を類別すること イ、要形 村長一人の力で運用する ロ、翼形 村長教育家相携へてするもの ハ、鼎形 村長、教育家有力者一致してするもの ニ、前項 のものに更に村住民の全體一致して其の實にあたるもの</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>十二月上旬</p>	

<p>目 題</p> <p>第十七(公民) 公民權尊重</p>		<p>主 眼</p> <p>憲政をして有終の美あらしむるは公民の自覺と其の權利の正當なる行使によりて實現するものであることを知らせる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、自治と公民權 二、公民權の行使 三、憲政の基礎 四、自治と國家</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、自己の權利義務を尊重しないものは國民としての責任を十分につくすことの出来ないものであることを十分知らせなければならぬ 二、單に選舉と云ふ様な一事項にかぎらずに町村全體の經營より公共團體等にまで押し及ぼさなければならぬ</p>	<p>時 數</p> <p>一</p>	<p>期 節</p> <p>十二月中旬</p>	

第十八(修身) 社會の秩序		目 題	
主 眼		教 授 要 項	
秩序の重んずべきことを知らせて遵法の精神を養はせ併せて舊弊の改良に對する注意を與へる		一、公正と秩底 二、法令を尊べ 法の精神を味へ 三、風習を重んぜよ 四、舊弊にとらはれるな 五、良風と惡風 六、新らしがるな 七、舊習改善に付きて	
時 數 二	期 節 十二月下旬	引用すべき詩歌文章	
取扱上の注意及參考資料		一、國法をたゞ第一に守るべし反けばすぐに地獄目前 二、鳩に三枝の禮儀あり 三、照憲皇太后十二徳の御歌 くれ竹のほごよき節をたがへずば末葉の露も亂れざらまし	
一、新舊の思想の衝突とは主としてこの社會の秩序と云ふ處から起るこ とが多い十分注意して其の時代／＼の精神とそれが尤もよい方法であつたことを知らせなければならぬ 二、舊習の改善は余程よく研究してからしなればならぬ事を注意する必要がある		取扱上の注意及參考資料	

第十九(公民) 町 村 是		目 題	
主 眼		教 授 要 項	
郷黨の福祉を増進するには之に對する具體的の計畫が必要であることを知らせ、其の大方針である町村是に付きての調査眼目を授ける		一、實力と方針 二、町村是の設定 福祉増進 三、町村是要項 1 自治の振興 2 民力充實 3 教育振興 4 風俗改善 5 體育及保健 6 公共事業の完備 四、現在既往の調査 統計的調査 五、町村是の實行	
時 數 三	期 節 一月 上旬 中旬	引用すべき詩歌文章	
取扱上の注意及參考資料		一、參考書 森恒太郎氏著 町村是調査指針 丁未出版社 二、町村是は空文ではなくそれが其の町村の精神であり生命であり而して實行し得るものでなければならぬから實狀を十分精査してからさめねばならぬ	

<p>目 題</p> <p>第廿(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(一)</p>		<p>目 題</p> <p>第二十一(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(二)</p>	
<p>眼 主</p> <p>村勢の大要を知らせて自己 の村を諒解せしむ</p>		<p>眼 主</p> <p>町村行政の表面的觀察をせ しめて村吏員及名譽職の任 務を知らしめる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、村勢概覽</p> <p>1 郡より見たる位置</p> <p>2 廣 衰</p> <p>3 地 勢</p> <p>4 産業概覽</p> <p>5 人 口</p> <p>二、經濟狀態</p> <p>1 地價の出入</p> <p>2 貸 借</p> <p>3 企 業</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>大正九年度大貫小學校參照</p>	<p>時 數</p> <p>二</p> <p>期 節</p> <p>一月 中 下旬</p>

<p>目 題</p> <p>第二十一(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(二)</p>		<p>目 題</p> <p>第二十一(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(二)</p>	
<p>眼 主</p> <p>町村行政の表面的觀察をせ しめて村吏員及名譽職の任 務を知らしめる</p>		<p>眼 主</p> <p>町村行政の表面的觀察をせ しめて村吏員及名譽職の任 務を知らしめる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、行政一般</p> <p>1 村會の任務及現狀</p> <p>2 村長任務及權限</p> <p>3 町村吏員の職責</p> <p>二、學 區</p> <p>1 學區別の現況</p> <p>2 學區制の利益</p> <p>3 學區制の短所</p> <p>4 學區會議員</p> <p>三、區長及總代</p> <p>區長制と總代制の利害</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>第一項に付きては 町村制第十二條卅九條 四十條四十一條四十二 條四十三條七十二條七 十三條</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>總代制になり更に其の下に 組長ありて甚だ迂なること あり</p>	<p>時 數</p> <p>三</p> <p>期 節</p> <p>一月 下 三月上旬</p>

<p>目 題</p> <p>第廿二(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(三)</p>		<p>目 題</p> <p>第二十三(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(四)</p>	
<p>主 眼</p> <p>民力充實の第一歩として産 業の現況と之に對する改良 の着眼點を示すのである</p>		<p>主 眼</p> <p>町村の經濟に關する一般的 智識を授けて納税の義務を 徹底せしむ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、産業状態</p> <p>1 耕地種目別</p> <p>2 山林の遺利</p> <p>3 職業別</p> <p>4 主要作物收穫調査</p> <p>5 反當收量</p> <p>6 商、工勞の現在</p> <p>二、將來に於ける産業改良</p> <p>の着眼點</p> <p>1 耕作法</p> <p>2 施肥及造肥</p> <p>3 品種統一</p> <p>4 販賣法の改良</p>	<p>教 授 要 項</p> <p>一、經濟状態</p> <p>1 村一般の狀態</p> <p>2 一年間の經費</p> <p>3 經費の内譯</p> <p>4 村税其の外の納税</p> <p>5 納税の狀態</p> <p>1 支辨の原則</p> <p>2 財產收入</p> <p>3 使用料手数料</p> <p>3 基本財產</p> <p>2 1 基本財產</p> <p>1 3 財教育源</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>取扱上の注意及參考資料</p>
<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>二月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>二月下旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>本村は米反當平年約一石七 斗なりしも大正九年補習校 實習地より反當三石六斗の 好成绩を擧げて大に奮發心 が出たやうだ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>納税の成績甚だ悪い特に 大地主に於て然りである</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿二(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(三)</p>		<p>目 題</p> <p>第二十三(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(四)</p>	
<p>主 眼</p> <p>民力充實の第一歩として産 業の現況と之に對する改良 の着眼點を示すのである</p>		<p>主 眼</p> <p>町村の經濟に關する一般的 智識を授けて納税の義務を 徹底せしむ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、産業状態</p> <p>1 耕地種目別</p> <p>2 山林の遺利</p> <p>3 職業別</p> <p>4 主要作物收穫調査</p> <p>5 反當收量</p> <p>6 商、工勞の現在</p> <p>二、將來に於ける産業改良</p> <p>の着眼點</p> <p>1 耕作法</p> <p>2 施肥及造肥</p> <p>3 品種統一</p> <p>4 販賣法の改良</p>	<p>教 授 要 項</p> <p>一、經濟状態</p> <p>1 村一般の狀態</p> <p>2 一年間の經費</p> <p>3 經費の内譯</p> <p>4 村税其の外の納税</p> <p>5 納税の狀態</p> <p>1 支辨の原則</p> <p>2 財產收入</p> <p>3 使用料手数料</p> <p>3 基本財產</p> <p>2 1 基本財產</p> <p>1 3 財教育源</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>取扱上の注意及參考資料</p>
<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>二月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>二月下旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>本村は米反當平年約一石七 斗なりしも大正九年補習校 實習地より反當三石六斗の 好成绩を擧げて大に奮發心 が出たやうだ</p>		<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>納税の成績甚だ悪い特に 大地主に於て然りである</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿四(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(五)</p>		<p>主 眼</p> <p>精神的支配者たる教育及宗教の大切なることを知らせ公共の爲めに其の教化事業に助力すべきことを教へる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、教育 1 教育と村勢の関係 2 爲政家と教育家 3 本村の義務教育 4 教育費(村税との比) 5 補習教育 6 青年教育 7 實業教育的施設</p> <p>二、 1 神社と寺院 2 産土神と氏子 3 本村の神社 4 宗家の職責 5 村の寺院及信仰心</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>東京府下戸倉村の今日あるは當時の村長匹田洗四郎感化なり</p> <p>廣村の治蹟參照 廣村の今日あるは專徳寺住職大州道師の教化の力大なり</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>二月下旬</p>

<p>目 題</p> <p>第廿五(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(六)</p>		<p>主 眼</p> <p>農業資金の特質と必要とを知らしめて信用組合等に對する智識を與へる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、金隔機關 1 金隔機關の必要 2 農業資金の供ふべき特色 3 細民本位</p> <p>二、金隔機關の種類 1 信用組合其他 2 報徳社 3 積善組合(新潟縣監督) 4 善種金</p> <p>三、本村特設の機關</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p>	
<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>産業組合法參照 静岡縣理想郷杉山村事項參照 市に接近するを以て特設なく唯時々必要に應じて申合の上共同購入をすることあるのみなるは遺憾なり</p>		<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>三月上旬</p>

<p>目 題</p> <p>第廿六(公民)</p> <p>我村を中心と せる村治(七)</p>		<p>主 眼</p> <p>土木警備衛生に關する一般 的智識を與ふ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、警備 1 不時に供ふる必要 2 警火：消防 3 夜警 4 水害豫防組合 5 救済組合</p> <p>二、衛生 1 衛生の必要 2 農民の不衛生 3 公民衛生の設備 4 トラム治療 5 傳染病に對する設備</p> <p>三、土木 1 通路と村の發展 2 堤防其他 3 我村の現況</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>取扱上の注意及參考資料</p>	
<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>三月上旬</p>	<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>三月下旬</p>

明治三十三年法律第十五號
全三十三年内務省令第十號
全第五十號
全三十三年法律第三十五號

<p>目 題</p> <p>第廿七(公民)</p> <p>理想の村</p>		<p>主 眼</p> <p>今學年に於ける自治的事項 の總括をなし併せて理想郷 として具備すべき事項を授 ける</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、理想の郷 1 教育普及 2 民心統一 3 民力充實 4 納税優良 5 土木交通完備 6 警備衛生善良</p> <p>二、理想郷の形式 1 要形：村長一人の人格 2 熱心：役場と學校の協 3 力：村長校長村有志 4 鼎形：村長校長村有志 5 机形：前者に加ふるに 6 宗教家</p>		<p>引用すべき詩歌文章</p> <p>取扱上の注意及參考資料</p>	
<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>三月下旬</p>	<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>三月下旬</p>

一、稻取村は第一の要形な
る故に村長死して後は
直に瓦解せり
二、萬代不變は第四の机形
理想郷にして廣島縣廣
村等は之れなり

高等科第三學年

目次

期	節	題	目	別種	時數	期	節	題	目	別種	時數
四月	上旬	1 思想改善の根本	修	二	十二月中旬	14	裁判と訴訟	公	二		
全	中旬	2 大日本帝國	公	二	十二月下旬	15	國家の財政	公	二		
全	下旬	3 國家の組織	公	一	一月 上旬	16	貨幣と紙幣	公	二		
五月	上旬	4 國民道德の特質	修	二	一月 中旬	17	帝國の軍備	公	二		
全	中旬	5 團體の精華	公	三	全 下旬	18	平和と戰爭	公	二		
全	中下旬	6 立憲政治	公	四	二月 上旬	19	國交と外國貿易	公	三		
六月	下旬	7 遵法の精神	公	二	二月 中旬	20	海外發展	修	三		
九月	上旬	8 天壤無窮皇室	公	二	二月 下旬	21	敬神崇祖	修	二		
全	中旬	9 皇城	公	一	三月 上旬	22	神社と宗教	公	二		
全	下旬	10 帝國臣民	公	二	三月 中旬	23	國勢發展	公	三		
十一月	下旬	11 帝國議會	公	三	三月 下旬	24	世界の趨勢と青年の覺悟	修	三		
十二月	上旬	12 國務大臣樞密顧問官	公	二				公	三		
		13 行政官廳	公	三				公	三		

目 題	主 眼	時數	期 節
第一(修身) 思想改善の根本	<p>ともすれば極端に流れたが、現代思想特に青年思想に對して、謬想を打破して、新しい修養の方法を知らせるのである。</p>	二	四月上旬
一、 謬想打破 2 新思想 極端を排す 寛容の精神 共同は寛容に基く 新デモクラシー 秩序的組織の下に 秩序、規律、服従、協同 怨をすてて人を容る 寛容の精神と修養法 1 自己批評 2 他人の意志 3 博愛同情 4 長所を認めて短所を補ふ	<p>明治天皇御製</p> <p>●ともすればあらぬ方に とふみまゆふをしへか たきは人の道なり</p> <p>●時はかるうつはの針の ともすればくるひやす きは人の世の中</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、常に新聞等にあらはれてある記事に注意して、正當の批判を下さなければならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第二(公民) 大日本帝國</p>		<p>主 眼</p> <p>無比の國體を知らしめ忠君愛國の大精神を養ふ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、建國の基 二、三種の神器 三、無窮の皇位 四、忠良の臣民 五、我國の士 六、地勢 七、氣候 八、完全獨立 九、國土擴張 十、租借地 十一、國威揚</p>	<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、明治天皇 ● かしはらの遠つ御祖の宮柱たてそめしより國は動かず ● 神代より受けし寶を守にて治め來にけり日の本つ國 二、清麿の復秦 我國家開關以來君臣分定矣以臣爲君未之有也 三、今上天皇 としく我日本のさかゆくもいそむ民のあればなりけり</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、建國の精神を味はしめねばならぬ 二、神武天皇即位の詔等は必ず味はすべきものである、忠孝一本の大精神が明になる (日本書記)</p>	<p>時 數</p> <p>二</p> <p>期 節</p> <p>四月中旬</p>

<p>目 題</p> <p>第三(公民) 國家の組織</p>		<p>主 眼</p> <p>國家組織の大要を知らしめて國家に對する吾人の責任を知らしめる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、國家の要素 1 統治權 2 一定地域 3 一定の人民 二、國家の目的 1 自衛の目的 2 進歩發展の目的 三、國家に對する吾人の務</p>	<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、第二學年教材町村の組織及町村是の章參照</p>	<p>時 數</p> <p>一</p> <p>期 節</p> <p>四月下旬</p>

<p>目 題</p> <p>第四(修身) 國民道德の特質</p>		<p>目 題</p> <p>第五(公民) 國體の精華</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、三つの特質 1 崇祖の美風 2 神代に初まる 3 鳥見山の齊壇 4 歴代天皇の祭祀 氏神及神棚 三、忠孝一致 1 祖先の主君と我等の主君 2 祖先と皇室との一致 四、忠君愛國の一致 五、國民の覺悟</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、金甌無缺の國體 皇室中心 列聖御惠 忠孝一致 愛國至情 國體特色 二、團體種類 團體の意義 團體の種類</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、國民に於て授くる事項と相待つて國民道德の美點を知らせて愛國の至情を養ふのである</p> <p>一、國を思ふ心の深き子ならずば親にも淺き心ならまし 二、忠臣は孝子の門より出づ</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御製 國民は一つ心にまもりけり 遠つみおやの神のおしへを やまと鳥根の歌(武鳥羽衣) あゝ美しくもめでたかる 大和鳥根の有様や 君の血筋はたゞ一つ 經にける年は三千年 風は増に音たえざ 波は四海に静なり げに尊くも治まれる めでたさ何に譬えまし あゝ正しくも誠ある 大和嶋根の有様や 山はさけても海干ても かはらぬものは忠と孝 水にはまるも火に入るも 守らんものは信 あゝ萬國にたぐひなき 正しさ何にたとへまし</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>五月中旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、井上哲次郎著國民道德 概論參照 二、國民道德には相當特質 あることは云ふまでも ないそれを特に特質と 云つてあげたのは次章 の團體精華と云章の背 景とし且つ之が精神と したいからである</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、「山はさけても海干ても」は金塊集中源實朝 歌 「山はさけ海はあせな ん世なりとも君に二心 我あらめやも」から取 つたのである</p>	

<p>目 題</p> <p>第四(修身) 國民道德の特質</p>		<p>目 題</p> <p>第五(公民) 國體の精華</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、三つの特質 1 崇祖の美風 2 神代に初まる 3 鳥見山の齊壇 4 歴代天皇の祭祀 氏神及神棚 三、忠孝一致 1 祖先の主君と我等の主君 2 祖先と皇室との一致 四、忠君愛國の一致 五、國民の覺悟</p>		<p>教 授 要 項</p> <p>一、金甌無缺の國體 皇室中心 列聖御惠 忠孝一致 愛國至情 國體特色 二、團體種類 團體の意義 團體の種類</p>	
<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、國民に於て授くる事項と相待つて國民道德の美點を知らせて愛國の至情を養ふのである</p> <p>一、國を思ふ心の深き子ならずば親にも淺き心ならまし 二、忠臣は孝子の門より出づ</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、御製 國民は一つ心にまもりけり 遠つみおやの神のおしへを やまと鳥根の歌(武鳥羽衣) あゝ美しくもめでたかる 大和鳥根の有様や 君の血筋はたゞ一つ 經にける年は三千年 風は増に音たえざ 波は四海に静なり げに尊くも治まれる めでたさ何に譬えまし あゝ正しくも誠ある 大和嶋根の有様や 山はさけても海干ても かはらぬものは忠と孝 水にはまるも火に入るも 守らんものは信 あゝ萬國にたぐひなき 正しさ何にたとへまし</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>五月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>三</p>	<p>期 節</p> <p>五月中旬</p>
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、井上哲次郎著國民道德 概論參照 二、國民道德には相當特質 あることは云ふまでも ないそれを特に特質と 云つてあげたのは次章 の團體精華と云章の背 景とし且つ之が精神と したいからである</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、「山はさけても海干ても」は金塊集中源實朝 歌 「山はさけ海はあせな ん世なりとも君に二心 我あらめやも」から取 つたのである</p>	

<p>第六(公民) 立憲政治</p>		<p>主眼</p>	
<p>立憲政治の概要を知らしめ特に我が欽定憲法の美點を味はせて立憲的思想を養ふ</p>		<p>時數 四</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p>		<p>期節 五月中下旬</p>	
<p>一、立憲政體</p> <p>1 政治と政體</p> <p>2 政體の種類</p> <p>3 國家の種類</p>	<p>二、立憲政治の主眼</p> <p>1 國民參政</p> <p>2 三權分立の利益</p> <p>3 權利義務の保障</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、英國憲法の起源</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>	<p>一、立憲政治の起原</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>
<p>一、立憲政體</p> <p>1 政治と政體</p> <p>2 政體の種類</p> <p>3 國家の種類</p>		<p>一、英國憲法の起原</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>	
<p>二、立憲政治の主眼</p> <p>1 國民參政</p> <p>2 三權分立の利益</p> <p>3 權利義務の保障</p>		<p>一、英國憲法の起原</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>	
<p>三、國家の種類の保障</p> <p>1 國民參政</p> <p>2 三權分立の利益</p> <p>3 權利義務の保障</p>		<p>一、英國憲法の起原</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>	
<p>四、憲法發布の勅語</p> <p>1 憲法發布の勅語</p> <p>2 日本帝國憲法</p> <p>3 內容及條章</p> <p>4 最高法則</p> <p>5 憲法の改正</p>		<p>一、英國憲法の起原</p> <p>千二百十五年貴族がジョン王にせまりて約定す</p> <p>二、大陸に立憲政治を傳へしは佛國のモンテスキューである</p> <p>三、立憲の種類</p> <p>(一) 欽定憲法</p> <p>(二) 協定憲法</p> <p>(三) 民定憲法</p>	

<p>第七(公民) 遵法の精神</p>		<p>主眼</p>	
<p>法の目的種類を授けて遵法の精神を養ふ</p>		<p>時數 二</p>	
<p>引用すべき詩歌文章</p>		<p>期節 六月下旬</p>	
<p>一、國法</p> <p>1 必要の意義</p> <p>2 目的</p> <p>3 遵法の意義</p> <p>4 法の制定手續</p>	<p>二、國法の制定手續</p> <p>A 國法の制定手續</p> <p>1 命令</p> <p>2 法律</p> <p>B 國法の分類</p> <p>1 公法</p> <p>2 私法</p> <p>3 國法と私法</p> <p>4 憲法と法律</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、遵法の精神は其の法の種類によりて之れが強制的の力及必要の程度によりて之を種々に取締ることの不條理なることを知らせねばならぬ</p>	<p>一、遵法の精神は其の法の種類によりて之れが強制的の力及必要の程度によりて之を種々に取締ることの不條理なることを知らせねばならぬ</p>
<p>三、國法と私法</p> <p>1 憲法と法律</p> <p>2 憲法と法律</p> <p>3 憲法と法律</p>		<p>一、遵法の精神は其の法の種類によりて之れが強制的の力及必要の程度によりて之を種々に取締ることの不條理なることを知らせねばならぬ</p>	
<p>三、國法と私法</p> <p>1 憲法と法律</p> <p>2 憲法と法律</p> <p>3 憲法と法律</p>		<p>一、遵法の精神は其の法の種類によりて之れが強制的の力及必要の程度によりて之を種々に取締ることの不條理なることを知らせねばならぬ</p>	
<p>三、國法と私法</p> <p>1 憲法と法律</p> <p>2 憲法と法律</p> <p>3 憲法と法律</p>		<p>一、遵法の精神は其の法の種類によりて之れが強制的の力及必要の程度によりて之を種々に取締ることの不條理なることを知らせねばならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第八(公民) 天壤無窺の皇室</p>		<p>目 主</p> <p>萬世一系の天皇を戴ける皇室に付き舊來の道徳と大憲法によりて確保せられしこととを授け皇室尊崇の念と一般智識とを授く</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、萬世一系 1 天皇の地位 2 皇 位 3 天皇の大權 二、皇室及皇族 1 皇 室 2 皇 族 3 敬 稱 4 臣籍降下 三、皇室御經費</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>明治天皇御製 ●さだめにしその始めより 葦原の國の榮は神ぞもるらん ●君と臣の道あきらけき日の本のくには動かじ萬代までも</p>	
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、憲法皇室典範等の法に規定せしめたるものにのみよるのてはどこか満足の出來ぬ處があることは實に國家の大精神の宿るところて歴史を知らせなければならぬ ●參考すべき條章 ●憲法第二條 ●全第五條より十六章 ●全第六條 ●皇室典範第一條より九條 ●第三十、三十一條 ●全増補第一條</p>		<p>時 數</p> <p>二</p> <p>期 節</p> <p>九月上旬</p>	

<p>目 題</p> <p>第九(公民) 皇 城</p>		<p>目 主</p> <p>宮殿内にある諸殿の名稱及御使用の事を授け併せて宮城參觀の心得を知らしむ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、位置及面積 二、沿革 三、皇居 四、諸殿 賢靈殿 正靈殿 正明殿 戰役記念館 吹上御苑 御門 五、宮城參拜心意</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>	
<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、現在の御殿は明治十七年の火災後二十五年までの御造營である 二、總面積三十萬六千七百六十坪 總建坪一萬二千七百坪 三、重なる宮殿の大いさ ●豊明殿百五十八坪 ●尤も善美をつくしたものである隣る千種の間もは、同じ ●正殿百〇八坪 ●尤も嚴な式を行はせらるる御殿</p>		<p>時 數</p> <p>一</p> <p>期 節</p> <p>九月中旬</p>	

<p>第十(公民)</p> <p>帝國臣民</p>		<p>目題</p>	<p>教授要項</p>
<p>主眼</p>		<p>帝國臣民たる資格及臣民の權利義務に付きての一般を知らしめる</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>
<p>時數</p>	<p>二</p>	<p>期節</p>	<p>九月中旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>一、臣民と國民の別 君主國では臣民と云ひ民主國では國民と云ふ</p> <p>二、國民の性質 1 絶對無限に其の統治權に服從する自然人を云ふのである 2 従つて臣民は忠誠の義務を有する</p> <p>三、國籍の取得 1 親族によるもの 2 出生によるもの 3 出生に よるもの 4 出生に よるもの 5 出生に よるもの 6 出生に よるもの 7 出生に よるもの 8 出生に よるもの 9 出生に よるもの 10 出生に よるもの 11 出生に よるもの 12 出生に よるもの 13 出生に よるもの 14 出生に よるもの 15 出生に よるもの 16 出生に よるもの 17 出生に よるもの 18 出生に よるもの 19 出生に よるもの 20 出生に よるもの 21 出生に よるもの 22 出生に よるもの 23 出生に よるもの 24 出生に よるもの 25 出生に よるもの 26 出生に よるもの 27 出生に よるもの 28 出生に よるもの 29 出生に よるもの 30 出生に よるもの 31 出生に よるもの 32 出生に よるもの 33 出生に よるもの 34 出生に よるもの 35 出生に よるもの 36 出生に よるもの 37 出生に よるもの 38 出生に よるもの 39 出生に よるもの 40 出生に よるもの 41 出生に よるもの 42 出生に よるもの 43 出生に よるもの 44 出生に よるもの 45 出生に よるもの 46 出生に よるもの 47 出生に よるもの 48 出生に よるもの 49 出生に よるもの 50 出生に よるもの 51 出生に よるもの 52 出生に よるもの 53 出生に よるもの 54 出生に よるもの 55 出生に よるもの 56 出生に よるもの 57 出生に よるもの 58 出生に よるもの 59 出生に よるもの 60 出生に よるもの 61 出生に よるもの 62 出生に よるもの 63 出生に よるもの 64 出生に よるもの 65 出生に よるもの 66 出生に よるもの 67 出生に よるもの 68 出生に よるもの 69 出生に よるもの 70 出生に よるもの 71 出生に よるもの 72 出生に よるもの 73 出生に よるもの 74 出生に よるもの 75 出生に よるもの 76 出生に よるもの 77 出生に よるもの 78 出生に よるもの 79 出生に よるもの 80 出生に よるもの 81 出生に よるもの 82 出生に よるもの 83 出生に よるもの 84 出生に よるもの 85 出生に よるもの 86 出生に よるもの 87 出生に よるもの 88 出生に よるもの 89 出生に よるもの 90 出生に よるもの 91 出生に よるもの 92 出生に よるもの 93 出生に よるもの 94 出生に よるもの 95 出生に よるもの 96 出生に よるもの 97 出生に よるもの 98 出生に よるもの 99 出生に よるもの 100 出生に よるもの</p>	

<p>第十一(公民)</p> <p>帝國議會</p>		<p>目題</p>	<p>教授要項</p>
<p>主眼</p>		<p>立憲政體の本體たる帝國議會の一般を知らせ併せて國民として選舉權の尊重すべきことを知らしむ</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>
<p>時數</p>	<p>三</p>	<p>期節</p>	<p>九月下旬</p>
<p>取扱上の注意及參考資料</p>		<p>一、縣郡會議員選舉に付きても同一に注意を要す</p> <p>二、憲法第三十三條より五十三條まで</p> <p>三、議員選舉法第八十七條より百三條まで參照</p>	

目 題		主 眼	
第十二(公民) 國務大臣樞密顧問		國務大臣の責任及樞密顧問官の地位を知らしむ	
教 授 要 項	一、國務大臣 1 責任 2 權 限 3 任 免 4 内 閣 5 閣議事項 二、樞密顧問 1 諮詢機關 2 樞密院官制の大略 三、會計検査院	引用すべき詩歌文章	本章に關しては各種の關係法規をもれなく調査すれば尤もよいが一般の學校にはその備付がないから「國民教育資料」(加納友市著實文館發行)による事が尤もよいと思ふ
取扱上の注意及參考資料	一、閣議事項 1 法律案及豫算案 2 外國條約及國際事件 3 官制規則、法律施行令 4 人民の請願 5 豫算外の支出 6 勅任官地方長官の任免 二、顧問官は四十歳以上なるを要す 三、憲法第五十五條第五十六條參照	期 節	十一月下旬
		時 數	二

目 題		主 眼	
第十三(公民) 行政官廳		行政機關の一般を知らしめ其の職責の大畧を授く	
教 授 要 項	一、官吏及官廳 1 官 吏 2 官 廳 二、中央官廳 1 内閣 2 内閣總理大臣 3 各省大臣 三、地方官廳 1 府縣知事 2 郡長 3 知事の權限及補助機關 4 警視總監 5 北海道長官 6 樺太長官 7 臺灣總督 8 朝鮮總督 9 關東廳長官	引用すべき詩歌文章	一、資料は前章同斷
取扱上の注意及參考資料	親任官 大臣總督大將等 勅任官 普通勅任官(一等二等)次官知事 奏任官(三等より九等まで)郡長師範校長等 判任官(1等より2等まで)各省府縣屬 警部郡書記	期 節	十二月上旬
		時 數	三

<p>目 題</p> <p>第十六(公民) 貨幣と紙幣</p>		<p>目 主</p> <p>貨幣制度に關する一般的智識及使用上の注意を與へる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、貨幣の意義 二、貨幣の職分 1 交換の媒介 2 價格の標準 3 財の價值 4 支拂用具 5 貨幣の材料とすべきもの 三、本邦貨幣制度 1 製造發行 2 價格の單位 3 正貨補助貨 四、紙幣 1 性質及種類 2 發行法 3 準備、限外發行</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、右文左武 二、武の本旨は戈を止むるにあり</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>一月上旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、貨幣の取扱に付きて左の件を注意しなければならぬ 1 紙幣汚損破損せし時の注意 2 銀銅の暴騰した時は之を鑄潰することがある之に對する罰則及道德的判斷 3 外國紙幣取扱に付き</p>	

<p>目 題</p> <p>第十七(公民) 帝國の軍備</p>		<p>目 主</p> <p>軍備に關する一般的智識を與へ併せて志願兵に關する心意及報公の精神を養ふ</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、軍備の必要 二、海軍統帥權 1 參謀院 2 參謀本部 3 軍令部 4 軍の組織 三、陸軍の組織 1 兵種及全員數 2 配置機關 3 教育機關 4 階級の任務 四、海軍の組織 1 艦隊の任務 2 海軍の任務 3 艦隊及軍港 4 階級</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、右文左武 二、武の本旨は戈を止むるにあり</p>	
<p>時 數</p> <p>二</p>	<p>期 節</p> <p>二月中旬</p>	<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、軍備に付きては目下頻に縮少論が唱導せられてある之に對しての決定的の意見を述べることは避けねばならぬ 二、陸軍は義務制で海軍は募兵であるこれは陸軍は多兵主義海軍は精兵主義であるからである 三、華府に開かれた太平洋會議協定の三大海軍國の比率及原則を知らせる必要がある</p>	

第十八(公民) 平和と戦争	
主眼 平和及戦時に於ての國際關係の參差を知らしめ且つ各國の國際交渉利權の衝突に付いて一般的智識を授	
時數 二	期節 一月下旬

教 授 要 項 一、世界の平和 理想及親善關係 二、締盟國及國際法 三、同盟及協商 四、條約批准方式 五、戰 争 戰時國際法 六、今後の戦争	
引用すべき詩歌文章 一、御 製 ●國を思ふ道に二つはなかりけりいくさのにはにたつもたゝぬも ●四方の海みなはらからと思ふ世になどあだ波のたちさわぐらむ	
取扱上の注意及參考資料 一、近時國際聯盟の影がうすくなつて太平洋會議とか極東政策とか日本の關係深いものが次第に多くなつて來て世界の活動の中心が次第に東洋の方面にうつつて來たかに思はれるから一層今後の責任の重いことを感ぜさせなければならぬ	

第十九(公民) 國交と外國貿易	
主眼 外交に關する一般的智識、外交の背後には國力を要するところ、及外國貿易の趨勢を知らしめて、國運發展の思想を養はしむる	
時數 三	期節 二月上旬

教 授 要 項 一、國交、國交の後楯 二、外交官 三、領事官 四、外國貿易 輸出入關係 貿易の順調逆調 六、外國貿易の支拂 貿易の主義 七、自由貿易 保護貿易 兩主義の批判 八、我國の貿易	
引用すべき詩歌文章	
取扱上の注意及參考資料 一、國交及貿易に付きては最近の年鑑或は統計によりて精確を期すべし 二、大戰の結果新に公使を派遣せし處公使を大使に昇格せし處大使を公使にせし處あり注意を要す	

<p>目 題</p> <p>第二十(修身)</p> <p>海外發展</p>		<p>主 眼</p> <p>愛國心と海外發展との關係を知らしめ之に對する指針を與へる</p>		<p>時數</p> <p>三</p>	<p>期節</p> <p>二月中旬</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、海外發展と愛國心の眞義</p> <p>二、人口密度と海外發展 人口と産米 土地と人口増加</p> <p>三、海外奮闘と國運 移民殖民と輸出</p> <p>四、海外發展の恰適地 支那 南洋</p> <p>五、海外雄飛の資格</p> <p>六、排日問題</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、我國人口 明治五年三千三百萬人 大正九年七千六百萬人</p> <p>二、列國の人口密度、一方哩に付き 英 三百七十九人 日 三百六十八人 獨 三百二十五人 佛 百九十八人 米 三十一人</p> <p>三、人口増加 年々約八九十萬人</p> <p>四、海外在留者約三十萬人</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿一(修身)</p> <p>敬神崇祖</p>		<p>主 眼</p> <p>建國以來神と祖先との功勞を知らしめ敬神崇祖の精神を養はしめる</p>		<p>時數</p> <p>二</p>	<p>期節</p> <p>二月下旬</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、國體と習俗</p> <p>二、祖先の恩澤</p> <p>三、我國の神と外國の神の比較</p> <p>四、神と我等の關係</p> <p>五、神則祖先</p> <p>六、敬神崇祖</p> <p>七、祭政一致</p> <p>八、主なる神社と祭神</p>		<p>引 用 すべき 詩 歌 文 章</p> <p>一、天津神國津社をいはいてぞ我葦原の國は治まる</p> <p>二、あきつしま神の治むる國なれば君しづかにて民も安けし</p> <p>三、世を守る千々の社の神しあれば何か亂れん葦原の國</p> <p>四、西の海よせくる浪も心せよ神の守れる大和島根ぞ</p>		<p>取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料</p> <p>一、天皇陛下の皇大神宮の奉幣に對する御尊崇其他に付衷心敬虔の念を起さしめなければならぬ</p> <p>二、忠孝一本の如く敬神崇祖も又其の基を一にすることを知らしめねばならぬ</p>	

<p>目 題</p> <p>第廿二(公民)</p> <p>神社と宗教</p>		<p>目 主</p> <p>神社と宗教との別を知らしめ如何なる神社も之を敬するには別のないことを知らせる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、神社 内務省神社局 國家行政</p> <p>二、宗教神道 文部省宗務局 自由信仰</p> <p>三、官幣社</p> <p>四、國幣社</p> <p>五、別格官幣社</p> <p>六、奉幣</p> <p>七、敬神則忠君</p> <p>八、神社と宗教との異なる點</p> <p>九、其他の神社</p>	<p>御製</p> <p>我國は神の末なり神まつる昔の手ぶりわするなよゆめ</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>神社數</p> <p>官幣大社五十六 全 中社二十一 全 小社 四 國幣大社 五 全 中社四十七 全 小社二十四 別格官幣社二十四 府縣社六百三十 郷社三千五百 村社四萬千四百 無資格六萬九千四百</p>
		<p>期 節</p> <p>三月上旬</p>	<p>時 數</p> <p>二</p>

<p>目 題</p> <p>第廿三(公民)</p> <p>國勢發展</p>		<p>目 主</p> <p>五十年間に於ける國運發展の跡を顧みさせて今後に處すべき方針と覺悟とを與へる</p>	
<p>教 授 要 項</p> <p>一、開國五十年</p> <p>二、開國進取</p> <p>三、領土擴張</p> <p>四、外交の進展</p> <p>五、五大強國</p> <p>六、國民の覺悟</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、國家の興亡に付きてよくその由來を明にして一層奮勵平和の競争に打ち勝たねばならぬ</p> <p>二、五ヶ條の御誓文の御趣旨を明にし上下一致しなれば國運の發展は望まれないことを知らせねばならぬ</p>	<p>期 節</p> <p>三月中旬</p>
		<p>時 數</p> <p>三</p>	

讀方科教授細目

目 題		教 授 要 項	引 用 す べ き 詩 歌 文 章	取 扱 上 の 注 意 及 參 考 資 料
第廿四(修身)	主 眼			
世界の大勢と 青年の覺語	我國及世界の 大勢を知らし め之に對悦す べき青年の覺 悟を養はしむ るのである	一、國家の現狀に満足するな 二、世界の平和 三、内面の反目 四、我國の現狀より見ての欠 五、陷 一、商工業不振 二、創作力 三、國力の 四、後の歐米人 五、後の青年の修養 一、科學的研究 二、公共的訓練 三、立憲的訓練	一、全體の總括的に取扱はねばならぬと思ふ	時數 三 期節 三月下旬

讀方科教授細目

<p>題 第廿四(修身) 世界の現勢と 青年の覺語</p>	<p>主 眼 我國及世界の現勢を知らし め之に對悦すべき青年の覺 悟を養はしむるのである</p>	<p>時數 三</p> <p>期節 三月下旬</p>
<p>教 授 要 項</p> <p>一、國家の現勢に満足するな 二、世界の現勢 1 表面の平和 2 内面の反目 三、我國の現勢より見ての欠 陥 1 商工業不振 2 創作應用力の缺乏 3 國力の衰微 四、今後の歐米人 1 今後の青年の修養 2 體力的 3 氣力的 5 4 3 2 1 立公共科學的 憲事業的研究 的訓練</p>	<p>引用すべき詩歌文章</p>	<p>取扱上の注意及參考資料</p> <p>一、全體の總括的に取扱は ねばならぬと思ふ</p>

讀方科教授細目編纂の趣意

一、補習學校讀方科指針

補習學校の讀方は單に從來唱へられたるが如き小學校の補習徹底のみを最大の目的とするものに非ずして其れ自身非常に重大の指命を有する事を忘るべからず仍ち補習は、補習にして忽にすべからざるや勿論なれども更に進んで博く深く勉めずんば以て將來の青年として其の眞の徹底を期する事の困難なるや論を俟たざる所なり、故に從來の補習は之れを副とし更に進んで博く深く學ばしむる事に最大の努力を爲すべきなり。

二、讀方科の目的

廣く讀方科に於て要求せらるゝ事は勿論特に補習學校に於ては農村の青年として足るべき充分なる智識並に愛國精神國民性の涵養を爲し更に讀書趣味の養成を爲して將來讀書に親しましむる習慣を養ふ事を以て目的とす。

三、教材選擇の方針

以上二項より左の標準を以て教材を選擇せり

- (一) 趣味的なる事
 - (二) 生徒の學力嗜好に適當なるもの
 - (三) 田園文學鼓吹
 - (四) 讀書力養生上
 - (五) 國民性の陶冶愛國精神の涵養
- 以上五方面より考察して充分此れに適應せる教材を選択して發 たる學習動機の元に其の目的の遂行に努力す

四、教材排列の方針

(一) 各學年に適應すること

低學年に於ては主として小學校の教科を補習する目的の本に普通一般の斷片的教材を配當して一般智識の向上をはかる

仍ち類別すれば左の如く

文學	教科	材	一三
國民	教科	材	一三
實科	教科	材	七
理科	教科	材	三

地理	教科	材	三
歷史	教科	材	四
修身	教科	材	一〇

以上の如く各教材畧々對等の割合に排列を爲す尙文体別にするも口語文二十六に對する文語文二十一の割合に排當す。高學年に於ては國語力の養成を専らとし尙讀書趣味の涵養民性の陶冶を爲すを目的とす。されば此れが排列も自然左の如し

文學	教科	材	一八
國民	教科	材	七
實科	教科	材	三
理科	教科	材	一
地理	教科	材	一
歷史	教科	材	一四
修身	教科	材	八

以上の如き割合にして仍ち高學年に到つては實科教材は殆んど無く國語力養成の教材の著しく増加したるを特徴とす。尙文体より見るも口語文十三に對する文語文卅

七の割合にして低學年と反對の排列を示すものなり。

(二) 季節に適應する事

季節を充分に考慮して排列を爲し日常生活と密接の關係を保たしむ。

五、初等科及び高等科の主眼

(一) 初等科

専ら尋常小學校に於て收めたる學力の補習徹底を期する事、尙一般知識教材によつて普通の知識をも授與し口語普通文の力を充分に養成す。

(二) 高等科

最高を中學校三學年程度とし専ら國語力の養成を期す。故に材料も長篇の材料を採用し此れによつて讀書能力を養ひ尙國民性の陶冶を爲すにあり。

附

大正青年新讀本

新潟縣教育會編纂

大正國語副讀本

保科孝一著

新選補習讀本

新潟縣教育會編纂

高等小學讀本

文部省

農村と娛樂

天野藤男著

初等科第一學年

目次

第一課	英國と日本	第四時	○第一學期
第二課	奉天附近の大戦(一)	第三時	
第三課	全行兵士	第二時	
第四課	俳句の評釋	第一時	
第五課	笑ひの老柏	四時	
第六課	三百年の會	三時	
第七課	青遊の長	二時	
第八課	水園	四時	
第九課	小園	三時	
第十課	○第二學期	三時	
第十一課	眞の知己	二時	
第十二課	春日山城趾	一時	
第十三課	風少年時代の謙信公	三時	
第十四課	少年時代の謙信公	四時	
第十五課	盗人を誠む郷	三時	
第十六課	故郷	三時	
第十七課		三時	
第十八課		三時	
第十九課	維新の三傑	四時	○第二學期
第二十課	雪後の雪	三時	
第二十一課	越後の雪	二時	
第二十二課	大正三年の役	一時	
第二十三課	全正三年の役	三時	
第二十四課	雪正三年の役	二時	
第二十五課	全正三年の役	二時	
第二十六課	雪正三年の役	二時	
第二十七課	全正三年の役	二時	
第二十八課	雪正三年の役	二時	
第二十九課	全正三年の役	二時	
第三十課	雪正三年の役	二時	
第三十一課	全正三年の役	二時	
第三十二課	雪正三年の役	二時	
第三十三課	全正三年の役	二時	
第三十四課	雪正三年の役	二時	
第三十五課	全正三年の役	二時	
第三十六課	雪正三年の役	二時	
第三十七課	全正三年の役	二時	
第三十八課	雪正三年の役	二時	
第三十九課	全正三年の役	二時	
第四十課	雪正三年の役	二時	
第四十一課	全正三年の役	二時	
第四十二課	雪正三年の役	二時	
第四十三課	全正三年の役	二時	
第四十四課	雪正三年の役	二時	
第四十五課	全正三年の役	二時	
第四十六課	雪正三年の役	二時	
第四十七課	全正三年の役	二時	
第四十八課	雪正三年の役	二時	
第四十九課	全正三年の役	二時	
第五十課	雪正三年の役	二時	

第一課	英國と日本	四時	○第一學期
第二課	奉天附近の大戦(一)	第三時	
第三課	全行兵士	第二時	
第四課	俳句の評釋	第一時	
第五課	笑ひの老柏	四時	
第六課	三百年の會	三時	
第七課	青遊の長	二時	
第八課	水園	四時	
第九課	小園	三時	
第十課	○第二學期	三時	
第十一課	眞の知己	二時	
第十二課	春日山城趾	一時	
第十三課	風少年時代の謙信公	三時	
第十四課	少年時代の謙信公	四時	
第十五課	盗人を誠む郷	三時	
第十六課	故郷	三時	
第十七課		三時	
第十八課		三時	
第十九課	維新の三傑	四時	○第二學期
第二十課	雪後の雪	三時	
第二十一課	越後の雪	二時	
第二十二課	大正三年の役	一時	
第二十三課	全正三年の役	三時	
第二十四課	雪正三年の役	二時	
第二十五課	全正三年の役	二時	
第二十六課	雪正三年の役	二時	
第二十七課	全正三年の役	二時	
第二十八課	雪正三年の役	二時	
第二十九課	全正三年の役	二時	
第三十課	雪正三年の役	二時	
第三十一課	全正三年の役	二時	
第三十二課	雪正三年の役	二時	
第三十三課	全正三年の役	二時	
第三十四課	雪正三年の役	二時	
第三十五課	全正三年の役	二時	
第三十六課	雪正三年の役	二時	
第三十七課	全正三年の役	二時	
第三十八課	雪正三年の役	二時	
第三十九課	全正三年の役	二時	
第四十課	雪正三年の役	二時	
第四十一課	全正三年の役	二時	
第四十二課	雪正三年の役	二時	
第四十三課	全正三年の役	二時	
第四十四課	雪正三年の役	二時	
第四十五課	全正三年の役	二時	
第四十六課	雪正三年の役	二時	
第四十七課	全正三年の役	二時	
第四十八課	雪正三年の役	二時	
第四十九課	全正三年の役	二時	
第五十課	雪正三年の役	二時	

題 目		第二課 ポンペイ見物		豫定時數	五時間
月	四	教 材	教 授 要 項		備 考
		一、出所大正國語副讀本(卷一) (滯英二年案山子日記) 大谷繞石著 二、文体 口語文(記事文) 三、區分 五時 間 第一時 初めより——二二 頁九行 第二時 二十二頁一〇行— 三四頁五行 第三時 二十四頁六行— 二五頁一〇行 第四時 二五頁一—行— 二七頁一行 第五時 二七頁二行— 終迄 及總復習	一、内容上 現在のポンペイ市街の概要と 古美術の精粹なる事を教へ以 て昔時のポンペイ街の盛んな りし有様より羅馬帝國まで偲 ばせ引いて我國の古蹟美術に 對する愛着の心を起さしむ。 二、形式上 1 難字、剝、漆喰、廊、素撲扁 石、鬪技場 2 語句、廢墟、剝ぐ、漆喰、古 雅、素撲、柱廊、フオーラ ム、長閑だ、扁石、歴然、 腰、羽目、草いきれ 3 記事文体の指導		一、準備 1 伊太利 2 ナポリ 3 市の附近 4 市の附近 5 市の附近

四

題 目		第三課 奉天附近の大會戰 (一)		豫定時數	三時間
月	五	教 材	教 授 要 項		備 考
		一、出所大正青年新讀本(上卷) 六十四頁—六十八頁 (高等小學校讀本卷 による) 二、文体 文語体(記事文) 三、區分 三時 間 第一時 始—六六頁一行 第二時 六六頁二行—六 七頁九行 第三時 六七頁十行—終 及復習	一、内容上 日露戦争の大局と奉天會戰の 關係を教へ當時の激戦の有様 を悟らしめ以て尙武的愛國精 神を養ふ。 二、形式上 1 難字 2 難語句 3 假名遣ひ 脱、周密、方略、互企、抽 用意をさく、周密、方畧 企畫、手裡、突如として		準備 1 奉天附 2 南滿州 3 會戰圖 4 の大 5 の圖

五

題 目		第五課 孝 行 兵 士	豫定時數	三 時 間	
月	五	<p>一、出所大正青年新讀本(上卷) 六十八頁—七十二頁 (高等小學校國語讀本により)</p> <p>二、文体 文語体(記事文)</p> <p>三、區分 三 時 間</p> <p>第一時 始より—六九頁 一 一 行</p> <p>第二時 六九頁—二行— 七一頁七行</p> <p>第三時 七一頁八行—終 まで</p> <p>及び全課の復習</p>	<p>一、内容上 戦の進展により我軍の勇敢機 敏なる行動を知らしめ此の戦 争の結末と彼我國民性の相異 を悟らしめ以て愛國尙武の念 を養成す</p> <p>二、形式上</p> <p>1 難字 牽制、逆襲、窮迫、風 塵、遺棄、潰亂</p> <p>2 語句 牽制、破竹の勢、窮迫、 軍間に降る、據守、枚擧に 違あらず、未曾有</p> <p>3 假名遣</p>	<p>一、内容上 一家の悲惨なる生活の中に枝 とも柱とも頼むべし金藏君の 入營により更に財政上の困難 で而かも家庭の爲めには敢而 努力を惜しまなかつた金藏君 が終に父をして悔悟の感得を 爲さしめた至情を悟らしむ。</p> <p>二、形式上</p> <p>1 難字 懲罰、貪婪、賭博、倅</p> <p>2 語句 懲罰、鳥目、貪婪、神 佛の御加護、強惡</p> <p>3 口語常体文の指導</p>	<p>準備 1 奉天附 近の圖 2 滿州地 圖</p>

題 目		第五課 孝 行 兵 士	豫定時數	二 時 間
月	五	<p>一、出所大正國語副讀本(卷一) 一一〇頁—一一四頁 (銃 後)</p> <p>櫻井忠溫著</p> <p>二、文体 口語体(常体)</p> <p>三、區分 二 時 間</p> <p>第一時 始より—一一 二頁</p> <p>第二時 一一二頁八行— 終迄</p>	<p>一、内容上 一家の悲惨なる生活の中に枝 とも柱とも頼むべし金藏君の 入營により更に財政上の困難 で而かも家庭の爲めには敢而 努力を惜しまなかつた金藏君 が終に父をして悔悟の感得を 爲さしめた至情を悟らしむ。</p> <p>二、形式上</p> <p>1 難字 懲罰、貪婪、賭博、倅</p> <p>2 語句 懲罰、鳥目、貪婪、神 佛の御加護、強惡</p> <p>3 口語常体文の指導</p>	

月 六		題目	第六課 俳句の評釋	豫定時數	二時間
教 材	一、出所大正青年新讀本(上卷) 八三頁——八五頁 (古句新註による) 佐藤紅綠著 二、文体 俳句(舊派) 三、區分 二 時間 第一時 教材全部の解釋 第二時 構想、着想、解釋 季の指導	話	一、内容上 俳句に對する解釋によりて此 れの趣味を増さしむるにあり 二、形式上 1、季に對する理解 2、作者の態度及び意中の研究 3、作者の構想、着想	豫定時數 二時間	備考
月 六		題目	第七課 笑	豫定時數	一時間
教 材	一、出所大正青年新讀本(上卷) 九五頁——九六頁 (金港堂おどけ噺) 二、文体 話語体 三、區分 一 時間	話	一、内容上 田舎の百姓と都會の虚榮に憧る 婦人との對照を明にして面白 く感じさせ併せて道德的觀念の 養成を爲すにあり 二、形式上 1 全課の通讀 2 内容の精究 3 難字、難語句の教授	豫定時數 一時間	備考

月 六		題目	第六課 俳句の評釋	豫定時數	二時間
教 材	一、出所大正青年新讀本(上卷) 八三頁——八五頁 (古句新註による) 佐藤紅綠著 二、文体 俳句(舊派) 三、區分 二 時間 第一時 教材全部の解釋 第二時 構想、着想、解釋 季の指導	話	一、内容上 俳句に對する解釋によりて此 れの趣味を増さしむるにあり 二、形式上 1、季に對する理解 2、作者の態度及び意中の研究 3、作者の構想、着想	豫定時數 二時間	備考
月 六		題目	第七課 笑	豫定時數	一時間
教 材	一、出所大正青年新讀本(上卷) 九五頁——九六頁 (金港堂おどけ噺) 二、文体 話語体 三、區分 一 時間	話	一、内容上 田舎の百姓と都會の虚榮に憧る 婦人との對照を明にして面白 く感じさせ併せて道德的觀念の 養成を爲すにあり 二、形式上 1 全課の通讀 2 内容の精究 3 難字、難語句の教授	豫定時數 一時間	備考

題目		第八課	三百年の老柏	豫定時數	四時間
月	六	一、出所大正國語副讀本 一二二頁—一二八頁 (兎糞錄) 和田垣謙造著 二、文体 和語体(叙述体) 三、區分 四時 第一時 始より—一二四頁 第二時 一二四頁七行—一 第三時 一二五頁八行—一 第四時 一二七頁一行—終 迄及全課の復習	一、内容上 老柏の由來より伯爵の慈悲老夫 妻の健氣なる人格に感得せしめ て堅實なる志操の養成に爲す 二、形式上 1、難字 屹立、零、界限、姫 蕙、潜然 2、語句 男性美、屹立、垂涎 三尺、零落、由緒、すげな く、身亡りぬ、金縁の袖、 潜然 3、語法假名遣ひの教授	一、佐野源 左衛門常 世の素性 につき詳 述して此 れと對照 すべし。	四時間

題目		第九課	青年會	豫定時數	四時間
月	六	一、出所大正青年新讀本(上卷) 一三〇頁—一三五頁 (高等小學讀本による) 二、文体 文語体 三、區分 四時 第一時 始より—一三一頁六 第二時 一三一頁七行—一 第三時 一三三頁三行—一 第四時 一三四頁一二行—終 迄及び全課の通讀復習	一、内容上 假説青年會の説話によつて青年 會の經營組織すべき條項及び氣 風を授け將來青年會の一員とし ての固き自覺を促すにあり 二、形式上 1 難字 矯正、敦厚、奢侈、塵 芥、去華就實、扁額 2 語句、創設、年所、敦厚、恤 兵部服膺する金言なり	一郷土と關 連して其 の地方及 び村の青 年會則を も參考す べし	四時間

題 目		第一〇課 水 遊 び	豫定時數	二時間
月	七	<p>一、出 所 高等小學校讀本(卷一) 六五頁—六八頁迄</p> <p>文 部 省 編</p> <p>二、文体 口語文(叙事文)</p> <p>三、區分 二時間</p> <p>第一時 始より—六六頁四行</p> <p>第二時 六六頁五行—終迄</p>	<p>一、内容上 舟遊び、魚釣り、潮干狩、水泳ぎ 等水による遊びの面白き様々を 教へてこれに親ましめ、海國民 の基を築くにあり</p> <p>二、形式上</p> <p>1 語 句 流のまに／＼、ふさはしい、馬 刀貝、掘出物、黒人、素人</p> <p>2 難 字 馬刀貝、榮螺、澁紙</p> <p>3 其の假名遣ひ</p> <p>語 法</p>	<p>一取扱上の 注意 實際的に 趣味的に 取扱ふ事</p>

題 目		第一課 小 園	長	豫定時數	三時間
月	七	<p>一、出 所 増訂大正青年新讀本(初程度) 六六頁—七四頁</p> <p>(假作物語による)</p> <p>二、文体 口語体</p> <p>三、區分 三時間</p> <p>第一時 六六頁終—七〇頁四 行 (一)全課の通讀</p> <p>第二時 七七頁六行—七七頁 終 (二)全課の通讀</p> <p>第三時 (一)(二)の復習</p>	<p>一、内容上</p> <p>1 春山芳夫の人物と其の家庭に ついて</p> <p>2 小園長の綽名を受けたる事</p> <p>3 芳夫の褒賞</p> <p>4 立志傳の大意によつて農は興 業的なる事且つ尊ぶべき事を 悟らしむるにあり</p> <p>二、形式上</p> <p>1 難字 椈の木、綽名、由緒、度 累代</p> <p>2 難語句 豪家、零落、由緒附、 累代</p>	<p>一通讀材料</p>	

月	九	題	目	第一三課	春日	山城	趾	豫定時數	一時間
		教	材	一、出所 高等小學讀本(卷一) 頁一頁 二、文体 口語体(常体) 三、區分 三時間 第一時 始より一頁七行 第二時 九頁八行一頁一行 第三時 一頁一一行一終迄 及び復習					
		教	授	一、内容上 1 ダモレピチウスの友誼的親交 2 處刑の有様 3 身代りになりし時の友人の態度 4 互に眞を措いて交り死の眞際も友人の爲めには敢而動ぜぬ友情を知らしめ情的陶冶を爲す 二、形式上 1 難字、難聲 2 難語句 死刑執行、仕置、光陰は矢の如し、ひた走り、手の舞足の踏む所を知らず					
		備	考	情的取扱はす					

月	九	題	目	第一三課	春日	山城	趾	豫定時數	一時間
		教	材	一、出所 増訂大正青年新讀本(初程度) 三三頁一三五頁 (新潟縣案内記) 杉村廣太郎著 二、文体 文語体(叙景文) 三、區分 一時間 全課の通讀					
		教	授	一、内容上 1 春日山の現在と過去の比較 2 霜臺公の人格と林泉寺郷土的材料として生徒の實驗と相對照して不識奄の昔を偲ばしめ以て英雄崇拜の念を養ふ 二、形式上 1 難字 驍名、憑巾、籟嘯、徠、免 2 語句 驍名、丘陵、憑巾の客、松籟風に嘯き、白雲無心、徠、輪奐の美、庫裡、大槻盤溪詩の春日山の詩					
		備	考	一 準備 1 春日山附近の 2 春日神の繪 3 春日神の繪					

月	九	題	第一四課 風	豫定時數	二時間
		教 材	一、出 所 高等小學國語讀本(卷一) 頁一 頁 二、文体 韻 文 三、區分 二時間 第一時 全課取扱(形式を主とす) 第二時 全課の取扱(内容を主とし併せて韻の吟味)	一、内容上 風の穏だやかに吹き渡る様をうたへる韻文によりて文學趣味の養成を爲す 二、形式上 1 語句 いづち、とく起き出す 我が此のふしど 2 語法 荒れけん、泣くがごと 風や羨む	一取扱上 精讀的取扱
		教 授 要 項			
		備 考			

月	九	題	第一五課 少年時代の謙信公	豫定時數	一時間
		教 材	一、出 所 大正青年新讀本(初程度) (學友による) 關 威 雄 著 二、文体 口語普通文 三、區分 一時間 形式内容共に	教授要旨 一、内容上 英雄謙信公の少年時代の豪膽なる氣概に接せしめ郷土の英雄に對する崇敬の念を養ふ 二、形式上 1 語句 梟首、意外、屈強、椽、虚空、藏、行脚 2 漢字 梟首、綺麗、行脚	一取扱上の注意 1 通讀材料 2 内容に重きを置く事
		教 授 要 項			
		備 考			

十月一日		題目	第一六課 新 潟 縣	豫定時數	四時間
教	材	教授要旨	要項	備考	
一、出 所 大正青年新讀本(初程度) 二〇頁—二四頁 (地理講話による) 志 賀 重 昂 著 二、文体 文語体 三、區分 四時間 第一時 始より—二二頁八行 第二時 三一頁九行—二二頁 第三時 二二頁一行—終 第四時 同復習		一、内容上 本縣の地勢、産業、交通、都會等 地理的關係より及ぼして縣の大 要を會得せしめ以て縣に對して 愛着の念を起さしむ 二、形式上 1 語句 灌域、儼然、遮斷、肥沃 生靈、沖積、平原、通行遮斷、流 謫、奇拔、恰好、隔離、幽雅 2 漢字 遮、繫泊、謫 其他假名遣ひ 語法	一取扱上の 注意 地理的 方面に 深入り りをせぬ 事		

十月二日		題目	第一七課 盜 人 を 誠 む	豫定時數	三時間
教	材	教授要旨	要項	備考	
一、出 所 高等小學國語讀本(卷一) 百十六頁—一二〇頁 二、文体 文語文 三、區分 三時間 第一時 始より—一一八頁四 行 第二時 一一八頁行—終 第三時 本課の復習		一、内容上 當時有名の惡徒大將軍袴垂を全 じく隠れ無き藤原保昌の之れを 誠めたる事實談より保昌の人格 に觸れしめ身の修養を爲さしむ るにあり 附 後漢の陳寔 二、形式上 1 語句 狩衣、元知らぬ者、渡り 合ふ、不善 2 漢字 梁上、熟 3 語法 衣もかな	一取扱上の 注意 境地为作 る爲め史 實をも相 當に授く べし		

月 二 十		題 目	第一八課 故郷	豫定時數	三時間
教 材	一、出 所 高等小學讀本(卷一) 一二頁—一五頁	教 授 要 項	一、内容上 故郷の慕はしきは何故か、愛郷心を擴充すればやがて愛國心に到着す此の理由を明にして故郷に對する愛情の念を養ふにあり	二、形式上 1 語句 風物、業成り名遂げる至極、錦を着て故郷に歸る、異境、異域、戀々、人間到る所に青山あり 2 漢字 希、嬉戯、貢獻 3 語法 於てをや、感なくんばあらず、況んや	備 考 一 取扱上の注意 實際的の取扱を爲す 二 補充教材 我が故郷
	二、文体 文語体 三、區分 三時間 第一時 始—一七頁七行迄 第二時 一七頁八行—一八頁七行迄 第三時 一八頁八行—終及復習				

月 二 十		題 目	第一九課 四季の月	豫定時數	二時間
教 材	一、出 所 高等小學讀本(卷一) 一一四頁—一一六頁	教 授 要 項	一、内容上 古文の情味を味はしめて文學趣味の養成に資す 附 其の季節々に對しては實感のうつる様にすべし	二、形式上 1 語句 一刻千金、櫻の花盛りなる程、大原や蝶の出て舞ふおぼろ月、さりげ無き月、夜すがら、あはれ最もふかし、一しほ、墨繪、忘るゝなるべし 2 語法 花盛りなる程、にこそ如くものあるべからず、月やどるらん	備 考
	二、文体 文語文(古文体) 三、區分 二時間 第一時 全課の通讀大意把握 第二時 全課の内容探究				

月	一	題目	第二〇課 維新の三傑	豫定時數	四時間
教	材	授	要	項	備
一、出所 高等小學國語讀本(卷二) 頁一頁	二、文体 文語文 三、區分 四時間	一、内容上 維新の大業を翼賛せし三傑の人となりを受け以て憂國志士の念を養ふ	二、形式上 1 語句 翼賛、公家、廟堂、邦家 柱石、隆盛の詩、果斷、利通の詩、孝允の詩 2 漢字 斃る、翼賛、廟堂 3 其の他	一、三人物の履歴を明瞭にする	考
第一時 始より—二八頁三行	第二時 二八頁四行—二九頁四行	第三時 二九頁五行—三〇頁	第四時 三頁一行—終	及び全課の復習	

月	一	題目	第二一課 雪	豫定時數	三時間
教	材	授	要	項	備
一、出所 大正青年新讀本(初程度) 一〇四頁—一〇七頁 (高等小學國語讀本による)	二、文体 口語文(叙景文) 三、區分 三時間	一、内容上 雪の作る景色を見て讀める歌の美より文學趣味の養成を爲す	二、形式上 1 語句 夏蟲氷を知らず、玉屑紛々、鶴の毛布、天地一白、むさくるしい、歡賞、常盤木 2 漢字 玉屑、紛々、節、藁、醜 3 語法 小舟ぞ、あるらし、かな散してや	一、取扱上の注意 1 精讀的取法の取扱 2 歌に充てて分取ふ事	考
第一時 始より—一〇五頁八行	第二時 一〇五頁—九行終	第三時 全課の復習			

月	一	題目	第二三課 越後の雪	豫定時數	一時間
		教材	一、出所 大正青年新讀本(初程度) 一〇七頁—一〇八頁 (越後記による) 杉村楚人冠著 二、文体 口語文(説明文) 三、區分 一時間 全課の内容形式とも	教授要項	一、内容上 趣味を主として越後の各地方の降雪の様子を教へる 二、形式上 1 語句 通がつた者、棟を靡す 2 漢字 一箇、虧
		備考	一、取扱上の注意 1 通讀材料を取し、て事理的に傾むに於て、すべし		

月	二	題目	第二三課 進取	豫定時數	一時間
		教材	一、出所 新選補習讀本(上卷) 八三頁—八五頁 芳賀矢一著 二、文体 韻文 三、區分 一時間 全課の内容形式共に	教授要項	一、内容上 小生に安んぜず又少しの事に志を傾けず退嬰を退けて進取的の氣魄を養ひ併せて歌に對する興味を起さしむるにあり 二、形式上 1 語句 人生の行路、平坦、正義一箇に虧く、九仞の山、正義の道、艱難汝を玉にす、かこつ 2 漢字 一箇、虧 三、韻文の教授
		備考	一、取扱上の注意 1 徳川の訓言をも類例に出すべし 2 身投の修飾法が大切 3 歌通の對照して取事		

月		二	題
目	第二四課	大正三年役(一)	豫定時數 三時間
教	材	授要項	備考
一、出所	大正青年新讀本(初程度) 一〇九頁—一一四頁 (國民軍事讀本による)	一、内容上 大正三年日獨の國交は破れ愈交戦の状態に入る神尾司令官堀内少將の率ゆる陸軍部隊の追撃海軍の英海軍と共同動作を爲す等戦の大体につきて授け生徒の觀念を呼び起して軍事志操の鼓吹を爲すにあり	一準備 1 青島地圖 2 山東省地圖 二取扱上の注意 世界の大战を背景として取扱ふ事
二、文体	口語文(普通文)	二、形式上 1 語句 駐屯、攻守同盟、通牒、封鎖、駐在、犠牲、飛翔、部署、堀撃、堡壘、殲滅、廣汎	
三、區分	三時間	2 漢字 搜索、通牒、怒濤、開鑿、犠牲、飛翔、脅	
第一時	始より—一一頁一行		
第二時	一一頁一行—一二頁三頁四行		
第三時	一二頁五行—終迄全課の復習		

月		二	題
目	第二五課	大正三年役(二)	豫定時數 四時間
教	材	授要項	備考
一、出所	訂増大正青年新讀本(初程度) 一一五頁—一九頁 (國民軍事讀本による)	一、内容上 十月二十九日の總攻撃より陥落に至る間の吾軍の奮闘各聯隊の大要艦隊の大要を知らしめ且つ優握する大帝の詔勅を緯として吾國軍の武勇を知らしむ	一準備 1 青島地圖 2 山東省地圖 二取扱上の注意 世界の大战を背景として取扱ふ事
二、文体	口語文	二、形式上 1 語句 拂曉、殲滅、廣汎、堡壘	
三、區分	四時間	2 漢字 殲滅、寔、搜索、援護	
第一時	始より—一二頁四行	3 其の他假名遣ひ 語法	
第二時	一二頁五行—一二頁三行		
第三時	一二頁四行—終		
第四時	(一)(二)の總復習		

月	三	題	目	第二六課	雪	國 (その一)	豫定時數	二時間
		教	材	一、出 所 新選補習讀本(上卷) 八七頁—九三頁 五十嵐力著	二、文体 口語体 三、區分 二時間 第一時 始より—九〇頁一行 第二時 九〇頁二行—終	一、内容上 雪國の實生活(冬期間)及び雪中の景色を文學趣味上より味はせ此れの趣味を養成する 二、形式上 1 語句 寢雪、沈々、銀モール、穴居生活、さい、深沓 2 漢字 嘘、吊、蓆、貼る、鉦、深沓、慌、穢、堰	一、取扱上の注意 文學材料として取扱ふ事 二、準備 笠沼郡小千谷の實寫圖	

月	三	題	目	第二七課	雪	國 (その二)	豫定時數	二時間
		教	材	一、出 所 新選補習讀本(上卷) 九二頁—九六頁 五十嵐力著	二、文体 口語文 三、區分 二時間 第一時 始—九四頁九行 第二時 九四頁一〇行—終	一、内容上 つらゝの美しさ、雪遊びの様々春の氷ほりたる野原の樂しさ魚取の様々を生徒の既有的經驗界と比較對照して想像せしめ併せて文學趣味の養成を爲すにあり 二、形式上 1 語句 大厦高樓、堅雪、雪女房 竹ぼほら、心わく、滑り下駄 2 漢字 簾垂、堰、馴、脛、沓 潑瀾 3 其の他假名遣ひ及語法教授	一、取扱上の注意 遊びの種類の事 も話す事	

月	三	題	目	第二八課	黒鐵屋の主人	豫定時數	一時間
		教	材	一、出所 大正青年新讀本(初程度) 六四頁―六六頁 (帝國々語讀本)	一、内容上 趣味を主として喜八の辛抱強さ及び黒鐵屋主人の一代にして巨萬の財産を得たるを教へ堅忍持久の精神を養成するにあり	一、取扱上の注意 1 趣味的取扱を爲す材料通讀	備考
		教	授	要	項	二、形式上 1 語句 詮も無い事 2 漢字 屹度	

月	三	題	目	第二九課	飛行器の話	豫定時數	三時間
		教	材	一、出所 新選補習讀本(上卷) 七六頁 八二頁 岩 木 周 平 著	一、内容上 飛行器操縦上に於て諸々の場合に出席する事柄を知らしめて飛行器に對する知識を與ふ	一、取扱上の注意 1 知的材料なる事飛行船も同時に授けし	備考
		教	授	要	項	二、形式上 1 語句 介添、雲海、漠々、入道雲 2 漢字 恰、掠、墜落 3 其の他 語句及語法	

初等科第二學年

目次

○第壹學期					
第一課	護國の眼と腕	四時間	第十三課	古武士の意氣	三時間
第二課	村上義光	三時間	第十四課	處世六戒	四時間
第三課	待賢門の戦	二時間	第十五課	小袖會我	三時間
第四課	讀書の聲	三時間	第十六課	現代の日本	三時間
第五課	征衣上途	三時間	第十七課	田家の風月	二時間
第六課	勞働の朝	二時間	第十八課	雜草	一時間
第七課	ほこゝぎす	三時間	○第參學期		
第八課	ナポレオンの最後(一)	二時間	第十九課	主義一貫	二時間
第九課	全 (二)	三時間	第二十課	根氣の有無	二時間
第十課	青島は陥落したけれども	五時間	第二十一課	癩癩玉と堪忍袋	四時間
○第貳學期			第二十二課	ロイドジョージ	八時間
第十一課	田園の夏	四時間	第二十三課	家産に依頼すべからず	三時間
第十二課	夏の曉	一時間	第二十四課	馬琴の立志	三時間

題目	第一課 護國の眼と腕	豫定時數	四時間		
教 材	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 四七頁—五四頁 二、文体 口語体 三、區分 四時間 第一時 始より—四九頁一行 第二時 四九頁二行—五〇頁 八行 第三時 五〇頁九行—終 第四時 總復習	教 授 要 項	一、内容上 ホラチウス・ムチウスの豪勇は 良く倒れんとしたる羅馬大帝國 の美を爲さしめたる古事より古 羅馬武士の意氣を知らしめ以て 強固なる意志を養成するにあり 二、形式上 1 語句 拔群、先途、二葉の芽、 滅亡の悲運生、非凡、刺客、自 若、宗徒、不敵、ひしく、先驅、 わめく、帝國の礎 2 漢字 刺客 3 語法 言ひよま	備 考	一取扱上の 注意 スバルタ 武士の逸 話を爲す
月	四				

題 目		第二課 村上義光	豫定時數	三時間					
月	四	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 七三頁―七八頁 二、文体 韻 文 三、區分 三時間 全課 第一時 全課の讀解 第二時 半半の深究 第三時 後半の深究	一、内容上 吉野宮の將に落ちんとして大塔宮御自身御最後を遂げられんとする折しも義光の駆付け宮に身がはりして助け給ひし忠誠を教へ皇室尊崇國民志操の養成を爲す	一 取扱上の注意 1 精讀的 2 全課的取扱法					
教 材	教授要項	二、形式上 1 語句 嵐の前の花、雲霞、すべもなし、そくばく、冒して、畏いらち、いかてさる事、けれど、も、とくげにも 2 漢字 痛手 3 語法 花なれや、ばや、さもあれ、思しけん、あるべしや、切つてぞ、敵兵ばら	二、形式上 1 語句 三事相應ぜり、手兵、呼ばはりける、ひが目、くつばみ不覺、目なかけそ、平將軍の再來、馬の足を立てかねる 2 漢字 後裔、嫡男 3 語法 ざらん、をさく、つるぞや、目なかけそ	一、内容上 惡源太義平の強勇が終に平將軍重盛を追ひまくる其の意氣を思且又當時の戦の有様をも知らしむ	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終

題 目		第三課 待賢門の戦	豫定時數	二時間						
月	五 四	一、内容上 惡源太義平の強勇が終に平將軍重盛を追ひまくる其の意氣を思且又當時の戦の有様をも知らしむ	二、形式上 1 語句 三事相應ぜり、手兵、呼ばはりける、ひが目、くつばみ不覺、目なかけそ、平將軍の再來、馬の足を立てかねる 2 漢字 後裔、嫡男 3 語法 ざらん、をさく、つるぞや、目なかけそ	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終	一、出 所 高等小學國語讀本(卷二) 一〇二頁―一〇六頁 二、文体 文語文(古文) 三、區分 二時間 第一時 始より―一〇四頁二行 第二時 一〇四頁三行―終

題目		第四課	讀書の聲	豫定時數	三時間
月	五	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 一頁—五頁 (在京の三十年) 田山花袋著	一、内容上 同じく都にある兄弟の友情の温さが奔然と湧く笈を負ひて勉強する者の難儀を想像せしめて大に奮發の氣分を起さしめる 二、形式上 1 語句 なまこじつくる、包荒 義熟、車力、立ちん坊、招牌、見得、脂粉、弊衣、蓬髮、同人社 2 漢字 訊、淋、蕎麥、滲堀 3 其他 假名遣ひ及び語法	三時間	一取扱上の注意 昔時の勉強の有様を知らしむる
教	材	教授要項	備考		
第一時	始より—二頁六行				
第二時	二頁七行—四頁四行				
第三時	四頁五行—終迄				

題目		第五課	征衣上	豫定時數	三時間
月	五	一、出所 高等小學國語讀本(卷二) 一二九頁—一三四頁 松井大尉(肉彈)	一、内容上 愈々出征の前夜出征の門出戰場に於ける、出征當時に於ける思ひ出帝國軍人としての勇氣を知らしめ國民志操の養成を爲す 二、形式上 1 語句 大夫涙無きにあらず、離別の間にそゝがす、まごろむ、別杯 2 漢字 未練、足曳 3 語法 假名遣ひ	三時間	
教	材	教授要項	備考		
第一時	始より—一三〇頁八行				
第二時	一三〇頁九行—一四二頁七行				
第三時	一三二頁九行—終				

月	五	題目	第六課 労働の朝	豫定時數	二時間
		教 材	一、出 所 大正國語副讀本(卷二) 一三六頁―一三七頁 (藤村詩集中) 島 村 藤 村 著	教 授 要 項	一、内容上 新体詩によつて農夫の朝の労働を清潔なる氣分を充分味はせて労働の神聖なる事を教へ労働に親しましめる事 二、形式上 1 語句 小夜嵐、諸羽、結へ、賤の武士 三、詩体形 1 新体詩の大体の詩形を教ふ 2 構成を教ふ
		備 考	一、取扱上の注意 1 全課的取扱法		

月	六	題目	第七課 ほととぎす	豫定時數	三時間
		教 材	一、出 所 高等小學國語讀本(卷三) 四四頁―四九頁 二、文体 文語文 三、區分 三時間 第一時 始より―四六頁五行 第二時 四六頁六行―四八頁二行 第三時 四八頁三行―終及び全課の復習	教 授 要 項	一、内容上 ほととぎすの古より歌に詠まれ詩に作られし優美なる事實を教へ文學趣味の養成を爲す 二、形式上 1 語句 宛轉珠を轉ばす、うら／＼と、長閑、ふさはし、蜀帝不如歸去、行きやらで、下絃の月、春山無限によし、風情、東雲、あさくらや、木のまる殿、心そらなる 2 語法 かりしにや、たえ／＼ぞ、けれ 3 漢字 帛、頻、宛轉、東雲
		備 考	一、取扱上の注意 新派の歌と比較對照して教ふべし		

題	目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考
月	七	六				
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六四頁―六八頁 (S. Kuroharaは母國よ) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 歐洲の天地を震ひ動かした奇世の英雄奈翁の最後の別れに際して自ら愛する母國に暇乞を爲す其の悲絶壯絶の感を味はしめ英雄の最後のあはれなる事を想はしむ	二、形式上 1 語句 運命の星、碧色、魅せらる、塑像、默然 2 漢字 膨れる、駛る、俯き、孕む、魅、欄へ、墮ちる、纒、塑像、縋る、惘掠、曳、瞬	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ
教	授	要	項	備考		
目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考	
月	七	六				
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六四頁―六八頁 (S. Kuroharaは母國よ) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 歐洲の天地を震ひ動かした奇世の英雄奈翁の最後の別れに際して自ら愛する母國に暇乞を爲す其の悲絶壯絶の感を味はしめ英雄の最後のあはれなる事を想はしむ	二、形式上 1 語句 運命の星、碧色、魅せらる、塑像、默然 2 漢字 膨れる、駛る、俯き、孕む、魅、欄へ、墮ちる、纒、塑像、縋る、惘掠、曳、瞬	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ
教	授	要	項	備考		
目	第八課	ナポレオンの最後	豫定時數	二時間	備考	
月	七	六				
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六四頁―六八頁 (S. Kuroharaは母國よ) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 歐洲の天地を震ひ動かした奇世の英雄奈翁の最後の別れに際して自ら愛する母國に暇乞を爲す其の悲絶壯絶の感を味はしめ英雄の最後のあはれなる事を想はしむ	二、形式上 1 語句 運命の星、碧色、魅せらる、塑像、默然 2 漢字 膨れる、駛る、俯き、孕む、魅、欄へ、墮ちる、纒、塑像、縋る、惘掠、曳、瞬	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ
教	授	要	項	備考		
目	第八課	ナポレオンの最後	豫定時數	二時間	備考	
月	七	六				
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六四頁―六八頁 (S. Kuroharaは母國よ) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 歐洲の天地を震ひ動かした奇世の英雄奈翁の最後の別れに際して自ら愛する母國に暇乞を爲す其の悲絶壯絶の感を味はしめ英雄の最後のあはれなる事を想はしむ	二、形式上 1 語句 運命の星、碧色、魅せらる、塑像、默然 2 漢字 膨れる、駛る、俯き、孕む、魅、欄へ、墮ちる、纒、塑像、縋る、惘掠、曳、瞬	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ
教	授	要	項	備考		
目	第八課	ナポレオンの最後	豫定時數	二時間	備考	

題	目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考
月	七					
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六八頁―七二頁 (夢の五十三年) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 大西洋の一孤島の流人ナポレオンの寂しき棲家昔の夢は今日の前に消え失せたるが如く、あはれ英雄の最後を偲ばせて古英雄に對する同情の氣分を起さす	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ	
教	授	要	項	備考		
目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考	
月	七					
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六八頁―七二頁 (夢の五十三年) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 大西洋の一孤島の流人ナポレオンの寂しき棲家昔の夢は今日の前に消え失せたるが如く、あはれ英雄の最後を偲ばせて古英雄に對する同情の氣分を起さす	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ	
教	授	要	項	備考		
目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考	
月	七					
教	材	一、出所 大正國語副讀本(卷一) 六八頁―七二頁 (夢の五十三年) (悲絶壯絶英雄の最後)	一、内容上 大西洋の一孤島の流人ナポレオンの寂しき棲家昔の夢は今日の前に消え失せたるが如く、あはれ英雄の最後を偲ばせて古英雄に對する同情の氣分を起さす	二、形式上 1 語句 餘生、彗星、前兆、遺、シ 1 ザー、言狀、いまはの床にあり 2 漢字 穢い、蒼い、刺、濺、褪 3 其他 假名遣ひ及び語法	一、取扱上の注意 全じ	
教	授	要	項	備考		
目	第九課	ナポレオンの最後	豫定時數	三時間	備考	

月	七	題	目	第一〇課	青島は陥落したけれども	豫定時數	五時間
教	材	教	授	要	項	備	考
一、出所 大正國語副讀本(卷一) 七二頁―七九頁 (啼響) 長崎 武		一、内容上 青島を陥落されし獨逸國民の意志は却つて負けて益々盛んなる獨逸國民の意志を偲はしめ奮勵の性格を養成善導す		二、形式上 1 語句 揣摩、憶測、累々たる死屍、青史、冒頭、羨嫉、酸鼻、蒼皇、名譽赫々、獨逸文化に寄生せしむるべからず 2 揣摩、憶測、逞、駭、愛嬌、癡墟、怨恨、羨嫉		一取扱上の注意 長崎武青島攻撃戦の聯隊旗手	
月	九	題	目	第一二課	田園の夏	豫定時數	四時間
教	材	教	授	要	項	備	考
一、出所 新選補習讀本(上卷) 五三頁―五九頁 杉村廣太郎著		一、内容上 都會を離れたる夏の郊外生活の悠々謂はれざる趣有る事を悟らせ四邊の風光により文學味の養成を爲す		二、形式上 1 語句 鄙の趣、めでたきはなし、くだく、人晏、水樓、膳、羞須、少婢のけざま、儲ふ、ざれ言、すさぶ 2 漢字 鄙、泌、羞、午餐、晏、櫛、儲、杜、餐、薯、杜、竊 3 語法 いはんや		一取扱上の注意 兒童の日常生活と對照比較して實際的に授ける事	

月	七	題	目	第一〇課	青島は陥落したけれども	豫定時數	五時間
教	材	教	授	要	項	備	考
一、出所 大正國語副讀本(卷一) 七二頁―七九頁 (啼響) 長崎 武		一、内容上 青島を陥落されし獨逸國民の意志は却つて負けて益々盛んなる獨逸國民の意志を偲はしめ奮勵の性格を養成善導す		二、形式上 1 語句 揣摩、憶測、累々たる死屍、青史、冒頭、羨嫉、酸鼻、蒼皇、名譽赫々、獨逸文化に寄生せしむるべからず 2 揣摩、憶測、逞、駭、愛嬌、癡墟、怨恨、羨嫉		一取扱上の注意 長崎武青島攻撃戦の聯隊旗手	
月	九	題	目	第一二課	田園の夏	豫定時數	四時間
教	材	教	授	要	項	備	考
一、出所 新選補習讀本(上卷) 五三頁―五九頁 杉村廣太郎著		一、内容上 都會を離れたる夏の郊外生活の悠々謂はれざる趣有る事を悟らせ四邊の風光により文學味の養成を爲す		二、形式上 1 語句 鄙の趣、めでたきはなし、くだく、人晏、水樓、膳、羞須、少婢のけざま、儲ふ、ざれ言、すさぶ 2 漢字 鄙、泌、羞、午餐、晏、櫛、儲、杜、餐、薯、杜、竊 3 語法 いはんや		一取扱上の注意 兒童の日常生活と對照比較して實際的に授ける事	

月	九	題	目	第二二課	夏	の	曉	豫定時數	一時間
		教	材	高等小學國語讀本(卷三) 八四頁―八七頁					
		教	授	要	項				
				一、内容上 夏の田舎の朝方男女の青年の働き居る様を韻文の上より鑑賞して文の妙味を味はしむ					一取扱上の注意 韻文として の取扱 は極めて 簡単 に爲す
				二、形式上 1 語句 またしく、あさぼらけ、いそくと、にほへるまみの 2 漢字 爽、籠 3 その他 假名遣ひ及び語法					

月	九	題	目	第一三課	古	武	士	の	意	氣	豫定時數	三時間
		教	材	高等小學國語讀本 (卷三)一一四頁―一一九頁								
		教	授	要	項							
				一、内容上 由利八郎擒へられの身にありながら大將軍頼朝の前と雖も敢て憶する氣色なく自己の意中を披歴せし此の意氣に感得せしめて意氣の鍛錬に資す								
				二、形式上 1 語句 有體に言上せよ色目、郎分の口状よな、申さざらん 2 漢字 披露、譬 3 語法 披露、譬 4 假名遣 給はんや、申さざらん あまつさへ								

題目		第一四課 處世	六戒	豫定時數	四時間
月	九	一	十	九	
教	材	一、出所 大正國語副讀本 (卷一)(獨立自營) 一一五頁—一二二頁 森村市左衛門翁著 二、文体 口語文 三、區分 四時間 第一時 (一) (二) (三) 第二時 (四) 第三時 五 第四時 (六) 及び全課の復習			
教	授	一、内容上 無我、寛恕、恭敬、謙讓親切、 忍耐の六戒の處世に大切なる所 以を説き此れに對する不斷の努 力と修養を爲さしむるにあり 二形式上 1 語句 温味、謙讓、恭敬、龜末、寛 恕、無我大早、氣合の集積 2 漢字 龜末、兩滴、俺、智慧、鄭重			
備	考	一取扱上の 注意 餘り修身 的の取扱 方をさけ る事			

題目		第一五課 小袖	會我	豫定時數	三時間
月	十	一	十	二	
教	材	一、出所 高等小學國語讀本 (卷三)六七頁—七二頁 二、文体 文語文(謠曲文) 三、區分 三時間 第一時 始より—六九頁八行 第二時 六九頁九行—七一頁 第三時 七二頁一行—終迄 及全課の復習			
教	授	一、内容上 謠曲に表れたる會我兄弟の別れ の場面より母子の離別の愛情を 知らしむ 二、形式上 1 語句 鹿の子班、物のひまより、高 問の山の峰の雲、あし垣、日 本一の御機嫌、うたてや、心 も染まぬ墨染の、中々俗には 劣るべし 2 漢字 罷、機嫌、勘當 3 語法 止みなん、忘りやらず、 4 假名遣ひ いひし、えせ者			
備	考	取扱上の注 意 前文及後文 をも読み聞 かすべし			

十月二日	題目	第一六課 現代の日本	豫定時數	三時間		
	教材	一、出所 増訂大正青年新讀本 (中程度)二〇頁―二七頁 (壯丁讀本) 田中義一著 二、文体 文語文 三、區分 三時間 第一時 始より―二三頁一行 第二時 二三頁一二行―二五頁一〇行 第三時 二五頁一行―終迄	教授要項	一、内容上 歴史的關係より吾國の現今は皇室を中心として世界雄邦間に劣らぬ進歩發展を爲さざる可からざる事を知らしめ國民的精神の涵養に資するにあり 二、形式上 1 語句 委ね、文弱、公論に決す、陋習、頒布、佳節、不磨の大典、袖手、傍觀、經綸、永劫、不易 2 漢字 陋習、愕々頻す、倚	備考	

十月二日	題目	第一七課 田家の風月	豫定時數	二時間		
	教材	一、出所 増訂大正青年新讀本 (中程度)七五頁―七九頁 (實業明治讀本) 大橋乙羽著 二、文体 文語文 三、區分二時間 第一時 始より―七七頁三行 第二時 七七頁四行―七九頁一行	教授要項	一、内容上 田家の一家團圓の有様又田家の景色を記して此れを味はせ文學趣味の養成を爲す 二、形式上 1 語句 筧、回向、藪鶯、朝稼、樵、朽材、小判嚙む、風月、道義の心、仁義の道 2 漢字 筧、稼、樵、摩づる、躑躅盟 3 語法 あるにや	備考	一取扱上の注意 精讀材料

月	二	十	題目	第一八課 雜草	豫定時數	一時間
			教 材	一、出所 增訂大正青年新讀本 (中程度) 八四頁—八六頁 (潮待ち草) 幸田露伴著 二、文体 文語文 三、區分 全課の形式内容共に		
			教 授 要 項	一、内容上 雜草は地上到る處に生え如何に 焼かんとし取らんとしても尙盡 す事を得ざる恰も人間の怠惰を 鞭撻する造化の鞭の如きものな る事を教へ併せて文學趣味の養 成を爲す 二、形式上 1 語句 嘉禾良穀、我が世顔、あはよ くば、答 2 漢字 蹂躪、薙、虐 3 語法 あらん		一文學材料

月	一	題目	第一九課 主義	一貫	豫定時數	二時間
		教 材	一、出所 增訂大正青年新讀本 (中程度) 一一八頁—一二二頁 (續三千里) 碧梧桐著 二、文体 口語文 三、區分 二時間 第一時 全課の通大意把握 第二時 深究			
		教 授 要 項	一、内容上 郷土の代表的人物として高士村 の川上善兵衛の終始主義一貫終 に其の業を成し遂げたる實歴談 を教へ以て不撓不屈の精神を養 成するにあり 二、形式上 1 語句 蕩盡、販路、收支、忖度、一 嚱 2 漢字 蕩盡、竊、忖度、一嚱			一取扱上の 注意郷土材 料として 2 實際的取 扱人物本位 的取 3 川上善兵 衛中頭城 郡高士村 の栽培を 爲す 3 續三千里 の紀行文

月	一	題目	第二〇課 根氣の有無	豫定時數	二時間
		教 材	一、出所 増訂大正青年新讀本 (中程度) 一二二頁—一二六頁 (女子日本讀本)坪内雄藏著 二、文体 口語文 三、區分 二時間 第一時 始より—一二四頁— 〇行 第二時 一二四頁二行—終迄		
		教 授 要 項	一、内容上 人は必ず屈せざる根氣無かるべ からざる事を知らしめ根氣持續 の氣を養成す 二、形式上 1 語句 檐滴石を穿つ、白痴、一念凝 つては岩をも透すことが出來 る、萬能が足りても一心が足 りぬ、才覺 2 漢字 猿猴類		
		備 考	一 取扱上の 注意 出來る丈 け趣味的 に取波ふ 事に		

月	一	題目	第二一課 癩癩玉と堪忍袋	豫定時數	四時間
		教 材	一、出所 大正國語副讀本 (卷一) 三八頁—四四頁 (世の中) 三宅雪嶺著 二、文体 口語文 三、區分 四時間 第一時 始より—三九頁九行 第二時 三九頁一〇行—四一 頁一行 第三時 四一頁二行—四三頁 三行 第四時 四三頁四行—終迄で 及び復習		
		教 授 要 項	一、内容上 癩癩玉の張り詰めたる時堪忍袋 を充分引締める事が肝要である 其の人物の多少身分の出世は一 に此の癩癩玉と堪忍袋との使ひ 分け方にある事を知らしめる。 二、形式上 1 語句 損氣、腋拔、法度、強ち詰る、陳 謝、果合、才幹、愚鈍、ならぬ堪 忍するが堪忍、適材を適所に 置く 2 漢字 癩癩、腋、咥く、恃、虞讎		
		備 考			

題 目		第二課		ロイドジョージ		豫定時數		八時間						
月	二	教 材	一、出所 大正國語副讀本 (卷一)七九頁—九〇頁 (貧乏物語) 河上肇著 二、文体 口語文 三、區分 八時間				教 授 要 項	一、内容上 現英國首相ロイドジョージの 人と成りを教へ且つ氏の人格に 接せしめて人格教育の一端を授 くるにあり 二、形式上 1 語句 壓制、嚇怒、貪慾、軒輕、虐 破廉恥、假借牙城、罵詈、譏 動、縮し、褻博、ひるむ、界 限、激昂、獅子奮迅の勢 2 漢字 嚇怒、貪慾、軒輕、虐、罵 罵詈、譏、破廉恥、牙城、 褻博、煽動、縮、褻博 3 語法 假名遣ひ 4 假名遣ひ				備 考	一 取扱上の注意 1 日本政治の現 代の政治 2 家と對照 する事 3 政治思想 の鼓吹	
			月	三	教 材	一、出所 大正國語副讀本 (卷一) 五四頁—五九頁 (福翁百話) 福 澤 諭 吉 二、文体 文語文 三、區分 三時間 第一時 始より—五六頁六行 第二時 五六頁六行—五七頁 一〇行 第三時 五七頁一〇行—終				教 授 要 項	一、内容上 我等人生の生を得るや必ず働か ざるべからざる事を授け餘り祖 先思澤の家産に依頼すること無 きを悟らしむ 二、形式上 1 語句 須叟、假令、當然、自 利の心なく、額に汗して食ふ 無實、無妄、僥倖、横風、放 奢、淫逸 2 漢字 擱、奇人、愧、豚兒		備 考	一 取扱上の注意 1 修身的事 2 取扱を爲す事

題 目		第二三課		家産に依頼すべからず		豫定時數		三時間				
月	三	教 材	一、出所 大正國語副讀本 (卷一) 五四頁—五九頁 (福翁百話) 福 澤 諭 吉 二、文体 文語文 三、區分 三時間 第一時 始より—五六頁六行 第二時 五六頁六行—五七頁 一〇行 第三時 五七頁一〇行—終				教 授 要 項	一、内容上 我等人生の生を得るや必ず働か ざるべからざる事を授け餘り祖 先思澤の家産に依頼すること無 きを悟らしむ 二、形式上 1 語句 須叟、假令、當然、自 利の心なく、額に汗して食ふ 無實、無妄、僥倖、横風、放 奢、淫逸 2 漢字 擱、奇人、愧、豚兒		備 考	一 取扱上の注意 1 修身的事 2 取扱を爲す事	
			月	二	教 材	一、内容上 現英國首相ロイドジョージの 人と成りを教へ且つ氏の人格に 接せしめて人格教育の一端を授 くるにあり 二、形式上 1 語句 壓制、嚇怒、貪慾、軒輕、虐 破廉恥、假借牙城、罵詈、譏 動、縮し、褻博、ひるむ、界 限、激昂、獅子奮迅の勢 2 漢字 嚇怒、貪慾、軒輕、虐、罵 罵詈、譏、破廉恥、牙城、 褻博、煽動、縮、褻博 3 語法 假名遣ひ 4 假名遣ひ					備 考	一 取扱上の注意 1 日本政治の現 代の政治 2 家と對照 する事 3 政治思想 の鼓吹